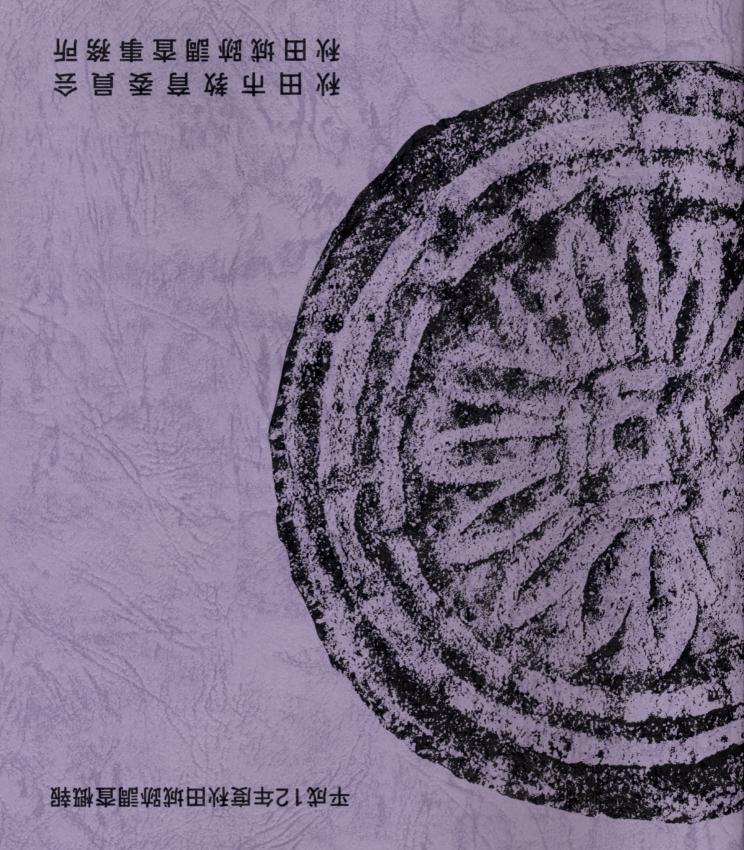
### 碱 斌 田 烁



# 平成12年度 秋田城跡調査概報 正 誤 表

ページ	行	誤	正
例言	上から9行目	三上善孝氏	三上喜孝氏
例言	上から10行目	名古屋大学人文学部	名古屋大学文学部
3	下から6行目	第 層明褐色粘土層	第3層明褐色粘土層
9	上から11行目	90cm~120※ ×短径	90cm~121cm×短径
18	第20図内	19次SK1634	S K 1634
23	上から3行目	攪乱	撹乱
23	下から10行目	S B 307	S I 307
28	下から2行目	内面を硯に転用してる	内面を硯に転用している
30	下から10行目	S I 1626, S I 1629	S I 1626, S I 1628
31	上から3行目	堀り方	掘り方
32	最下行	1977年	1978年
81	右から10行目	八七号木簡	八四号木簡
88	種別	城柵官衛	城柵官衙
88	主な遺構	堀立柱建物跡	掘立柱建物跡
88	主な遺構	土抗	土坑
88	特記事項	土取り穴群を検出した丸鞆、	土取り穴群を検出した。丸鞆、

#### 平成12年度秋田城跡調査概報

### 秋田城跡

秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所

平成12年度秋田城跡発掘調査は、焼山地区と昨年に引き続き 政庁東側の一画にあたる大畑地区の2箇所を対象に実施しまし た。

調査の結果、焼山地区で築地構築や補修のためと考えられる 粘土採掘の土取り穴や、掘立柱建物跡・竪穴住居跡が発見され、 この地域の利用状況とその変遷が明確になってきました。これ は今後、秋田城跡の全容を解明する手掛かりの一つとなると思 われます。

また、発掘調査と並行して実施しております環境整備事業は順調に進み、鵜ノ木地区西側がほぼ完成し、市民の憩いの場や 学習の場として活用されております。

本書は以上のような今年度の調査成果を収録したもので、古 代城柵官衙遺跡の研究上、資するところが大きいと考えますの で、ご活用いただければ幸いと存じます。

最後に秋田城跡の発掘調査と保護管理、そして環境整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁・秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や諸先生、そして地元住民の方々の多大なるご指導・ご協力の賜物と心から深く感謝申し上げます。

平成13年3月31日

秋田市教育委員会 教育長 石 黒 俊 郎

#### 目 次

#### 例言・凡例

I	誹	盾の計画					•••••	1
II	第	573次調査						
	1)	調査経過						2
	2)	検出遺構と	:出土遺物					8
	3)	基本層序及	び各層出土	造物 …				23
Ш	第	576次調査						
	1)	調査経過						25
	2)	検出遺構と	:出土遺物					28
	3)	基本層序及	び各層出土	≟遺物 …				28
IV	\$	きとめ						
	〇第	573次調査検	は出遺構の年	=代と配置	について			30
	1)	各遺構の年	代について					30
	2)	焼山地区掘	立柱建物群	作の配置 ・				31
V	利	大田城跡環境	<b>乾備事業</b>					33
VI	利	<b>大田城跡第五</b>	[四次出土]	、四号木簡	(干支棒木簡)	の再検討	•••••	(1)
VII	利	(田城跡第五	四次調査出	土漆紙文	書について …			(12)

#### 例 言

- 1. 本報告書の執筆、編集は西谷隆、進藤靖、松下秀博があたり、日野久が補佐した。
- 2. 遺物の実測、トレースは、松下、西谷、進藤のほか、補助員の渡辺由孝、栗山佳子があたり、発掘調査、遺物整理は佐々木彩子(國學院大學)、角田めぐみ(秋田大学)、田仲祐介(長岡造形大学)、神居正暢(龍谷大学)が協力した。
- 3. 遺構写真は西谷、進藤、遺物写真は進藤があたった。
- 4. 墨書土器の解読は国立歴史民俗博物館平川南氏にお願いした。
- 5. 漆紙文書の解読は平川南氏、第54次調査出土木簡の解読・執筆は山形県立米沢女子短期大学三上 善孝氏、また、第54次調査出土の漆紙文書の解読・執筆は弘前大学人文学部鐘江宏之氏、名古屋 大学人文学部古尾谷知浩氏にお願いした。
- 6. 発掘調査では上記のほかに、以下の方々、関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。 新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、今泉隆雄、白鳥良一、坂井秀弥、平澤毅、 杜曉帆、長建全、織笠昭、織笠明子、神谷佳明、桜岡正信、木村高、横岡利彦、熊田亮介、渡部 育子、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良国立文化財研究所、宮城県教育委員会、東北 歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博 物館、秋田大学(敬称略・順不同)

#### 凡 例

#### 遺物

- 1. 土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
- 2. 土器の性格の相違は、下記スクリーントーンで表現した。

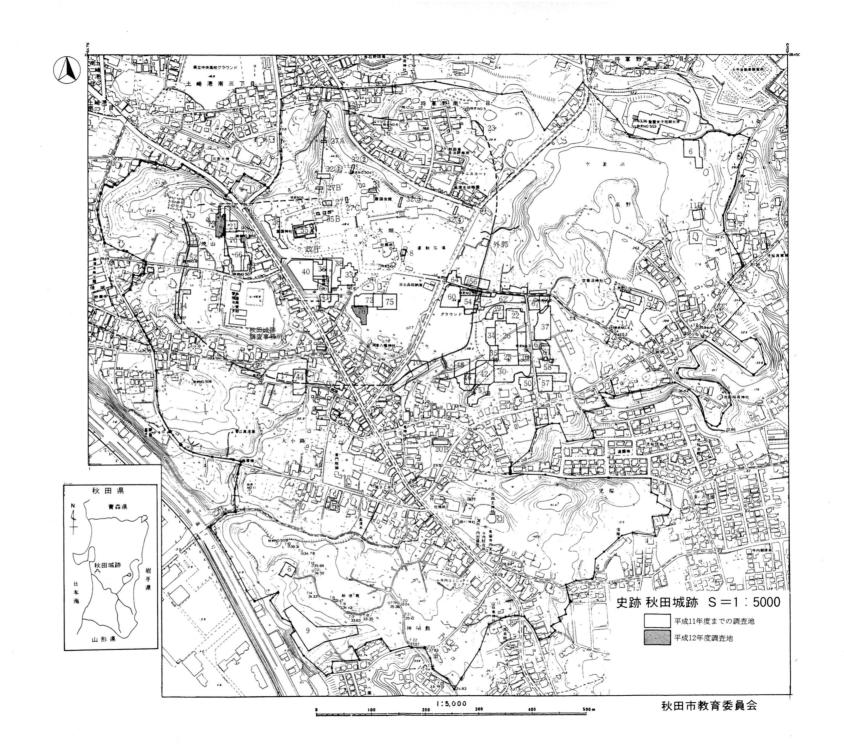
黒色処理

転用硯

3. 土器の表面付着物の相違は、下記スクリーントーンで表現した。

**二** 煤

- 4. 調整技術、切り離し等の表記は下記のとおりである。
  - ○回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
  - ○ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
  - ○切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽 い撫で調整と記載。
  - ○底部回転へラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。
  - ○実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3である。



#### I 調査の計画

平成12年度の秋田城跡発掘調査は、第73次、第76次調査を実施した。

発掘調査事業費は総事業費(本体額)1,600万円のうち国庫補助額800万円(50%)、県費補助額400万円(25%)、市400万円(25%)となっている。

調査計画は下記のように立案した。

調査次数	調査地区	発掘調査面積㎡ (坪)	調査予定期間
第73次	焼山地区北部	1,000m² (303)	4月10日~7月31日
第76次	大畑地区中央部	1,200m² (363)	8月1日~10月31日
計		2,200m²	

表 1 発掘調査計画

平成12年度は秋田城跡第六次5ヶ年計画の4年度にあたり第五次5ヶ年計画調査予定地のうち焼山地区で未調査となっている部分と、第六次5ヶ年計画に従い昨年に引き続き大畑地区中央部を調査対象としている。

第73次調査は政庁から外郭西門に至る間の区域で、焼山地区中央部の北側及び西側隣接地にあたる 焼山地区北部の一画を調査対象とした。平成9年度までの調査で焼山地区中央部では、規則的配置に 基づく掘立柱建物群を検出しており、その北側及び西側における建物群をはじめとする遺構の広がり や利用状況を把握することを目的とした。

調査の結果、掘立柱建物跡 3 棟、竪穴住居跡 5 軒、溝跡 1 条、土坑 2 基、土取り穴群等多数の遺構 の存在を確認し、この地域の遺構の広がりや利用状況を把握することができた。

第76次調査は、政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、政庁域の南東側に隣接している大畑地区中央部の一画、一昨年度第72次調査地の南側を調査対象とした。第72次、第75次調査では、規則的配置に基づく掘立柱建物群、竪穴住居跡、鍛冶工房跡等を検出しており、この地域の南側における建物群の展開や利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、古代の遺構は南部で溝跡1条と小ピット数基を確認したのみで、北西部では近・現代 の粘土採取跡、中央部では撹乱穴や小学校校舎基礎等が確認された。

11月14日に文化庁記念物課坂井秀弥文化財調査官の発掘調査指導を受けた。

平成12年度の発掘調査実施状況は下記表2のようになっている。

調査次数	調査地区	発掘調査面積㎡ (坪)	調査実施期間
第73次	焼山地区北部	880m²(266)	4月12日~8月29日
第76次	大畑地区中央部	745m²(226)	8月29日~11月29日
計		1,625m²(492)	

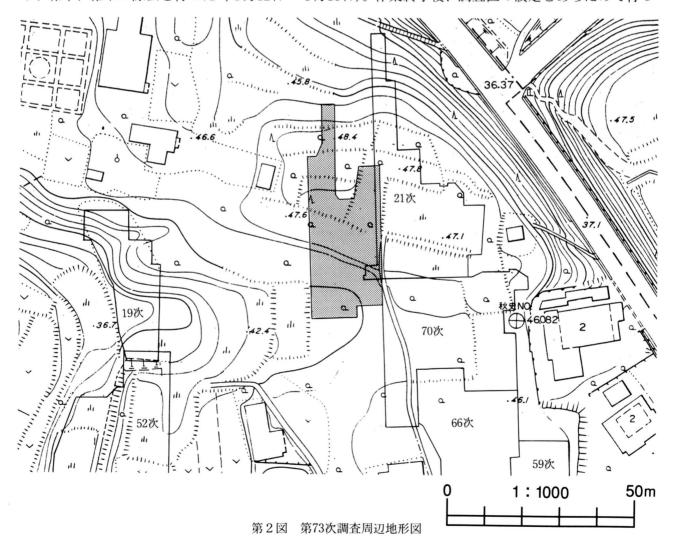
表 2 発掘調査実施状況

#### Ⅱ 第73次調査

#### 1)調査経過

第73次調査は、焼山地区北部を対象に平成12年4月12日から8月29日まで実施した。発掘調査面積は880㎡ (266坪)である。調査地は政庁から外郭西門に至る間の区域にあたり、調査地東側隣接地および南東側では規則的配置に基づく掘立柱建物群や竪穴住居跡、土取り穴などを検出している。調査地は第21次調査地(昭和52年度)と第70次調査地(平成9年度)に東側で隣接しており、一部重複している。また、調査地北側は第3次国営調査地、南側は第4次国営調査地と隣接している。現地形は、調査地中央が西側に向けて低くなる谷状地形の上部にあたっており、北側、南側ともに中央に向けて低くなっている。現状は、竹藪(旧畑地)となっていた。

調査は、これまで焼山地区中央部から北部にかけて検出していた掘立柱建物群の追究、北側築地塀の確認をはじめとする周辺への遺構の広がりや利用状況の把握を目的に実施した。前年度、一昨年度には雑木の抜根作業や竹藪刈りを行っていたが、調査区域の設定を変更したため、その周辺の竹藪刈り、雑草、雑木の除去を行った(4月12日~4月13日)。作業終了後、調査区の設定をあらためて行っ



た (4月17日~4月18日)。

表土除去作業を調査区南側から開始した。 調査区全域には表土が旧耕作土からなり、厚さは20cm~60cmと比較的厚く堆積していた。 調査区北東部では第3層明褐色粘土層が確認 された。調査区の大部分は土取り穴と考えら れる土坑の埋土面となっていた。調査区北西 部、南部では表土直下で地山飛砂層面となっており、東部では地山腐植土層面となっていた。表土除去作業が終了した調査区南側から 土層観察用ベルトの写真撮影と実測を行い、 終了したものからベルトを除去していった(4 月19日~5月23日)。

表土除去作業終了後、調査区南側から遺構の精査を行っていった。それと併行して土取り穴にベルトを設定し、撹乱穴の埋土除去とともに掘り下げを行った。調査区北部でSI1626、SI1627、SI1628、SB1625南桁行を検出し、北東部では明褐色粘土の遺物包含

# 

予成の年6月6日で開ビ 天勢、横れ 通知をデモナルを使める声が一声に、セクシシェルが直発を、落-上に基礎を辿。 ちのとこう、理工工権が5ヶ瓜正は連門はクタい。 E: :8 67 :66 :5 54 1 220

#### 挿図2

\*2.44

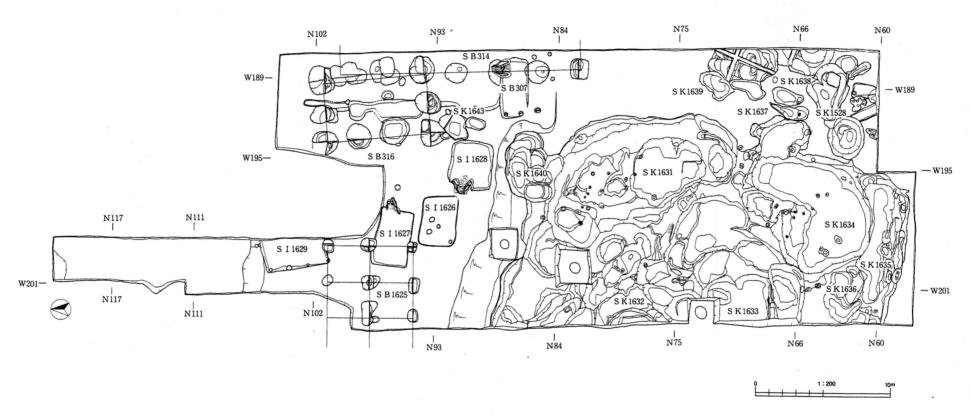
挿図1



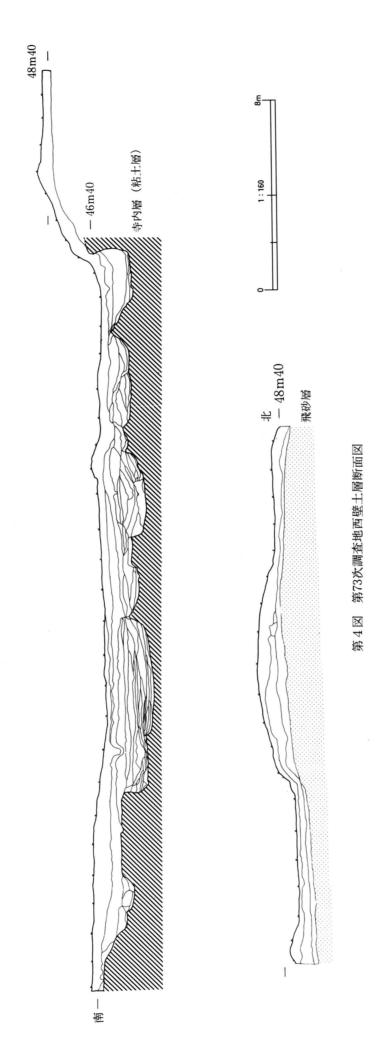
層の堆積を確認した。また、以前の調査で既に検出していたSB023北西隅柱、SB314西桁行、SB316東桁行、SB317柱掘り方、SI307東側、SK1525、SK1527、SK1528を確認した(5月23日~5月26日)。SB1625とSI1627のプラン把握と、北辺築地塀の確認のため調査区を北へ拡張し、SI1629を検出した。しかし、築地塀は確認できなかった(5月29日~5月31日)。各遺構の検出状況についての全景写真撮影を行った(6月5日)。土取り穴群をSK1631~1636、1640とし、掘り下げを行った後、土層観察用ベルトの写真撮影、断面実測を行い、完了したものからベルトの除去を行っていった(6月6日~6月29日)。SK1631の掘り下げ中に漆紙付着土器1点が出土した(6月19日)。

調査区全域に平面実測用の遣り方を設置し、調査区南側から平面実測を行った。これと併行して調査区北側のSK1641、SK1642の掘り下げを行った。SK1642から曲物に付着していた漆と思われる1点が出土した。作業終了後、写真撮影、断面実測、北東部の全景写真撮影を行った。その後北東部の遺構精査ならびに第 層明褐色粘土層を除去し、SD1630、一部未検出だったSB316西桁行を検出した。また、SB316西桁行南西隅柱東側ピットから丸鞆が出土した(7月4日~7月27日)。SB316、SB1625、SI1626、SI1627、SI1628、SI1629の断ち割りおよび掘り下げを行い、その後写真撮影、断面実測を行った(7月28日~8月9日)。調査区西壁の土層堆積状況についての写真撮影終了後、断面実測を行った。また、土取り穴群の全景写真撮影を行った(8月17日~8月21日)。SI1627カマド、SI1628カマドに設置したベルトの写真撮影、断面実測を行った後、ベルト除去作業を行っ

た。それと併行して機材の整備、第76次調査区への搬入を行った(8月22日~8月28日)。調査区全域 の調査が終了した段階で、航空写真撮影を行い、調査を終了した(8月29日)。

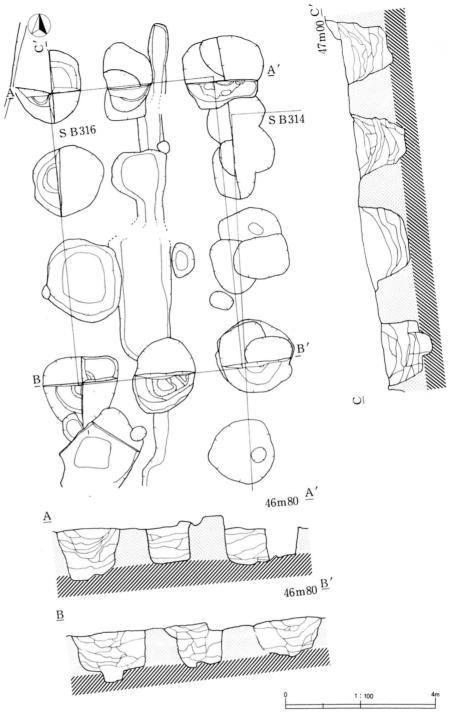


第3図 第73次調査検出遺構図



# 2)検出遺構と出土遺物SB316掘立柱建物跡(第5図、図版5)

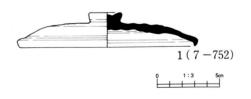
調査区北部の地山飛砂層 面で検出された。第21次調 査で建物の東側桁行部分が 検出されていたが、西側部 分については調査区外のた め不明であった。しかし今 回の調査でその全容が検出 された。梁間2間(2.4m+ 2.4m)、桁行3間(2.7m+ 2.7m+2.7m) の南北棟の 掘立柱建物跡である。建物 方位は桁行が北で約6度西 に振れる。柱掘り方は、長 径1.9m~2.0m×短径1.2 m~1.8mの楕円形で、深さ 1.0m~1.2mである。柱掘 り方すべてに抜き取りが入 り柱痕跡は不明である。第 21次調査でSB316の掘り方 を切るSB317掘立柱建物跡 とした抜き取り穴が検出さ れているが、今回の調査で はSB316を切る抜き取り穴 は西側では検出されておら ず、不明である。



第5図 SB316掘立柱建物跡

#### SB316出土遺物 (第6図、図版17)

**須恵器**(1): 柱掘り方抜き取り部分上層出土の蓋である。 天井部へラ切り後、撫で調整を施す。内、外面に重ね焼き の痕跡が認められる。



第6図 SB316掘立柱建物跡出土遺物

#### SB1625掘立柱建物跡(第7図、 図版 6)

調査区北部の地山飛砂層面で検 出された。西側が調査区外のため 不明であるが、現状では梁間2間 (3.0m+3.3m)、桁行2間以上(2.7)m + 2.7m···) の東西棟総柱の掘 立柱建物跡である。建物方位が梁 間が北で約1度西に振れる。柱掘 り方は70cm~90cm×80cm~120cmの 方形及び長径90cm~120%×短径 68cm~98cmの楕円形で、深さは20cm~ 75cmである。柱掘り方に抜き取り が入り柱痕跡は不明である。SI 1627、S I 1629と重複しこれらよ りも新しい。

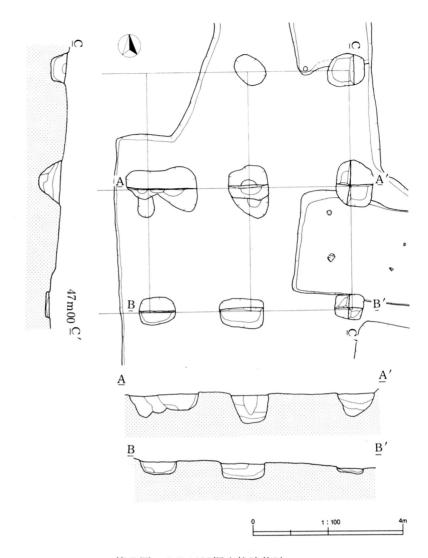
#### S | 307竪穴住居跡 (第8図)

昭和52年度の第21次調査で西側 が調査区外のため不明であったが、 今回全容が検出された。平面形は

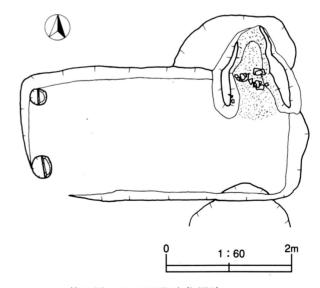
東西4.5m×南北2.1mの隅丸長方形を呈し、西壁 はほぼ真北を向いている。カマドは北壁東寄りに 粘土で構築されている。内壁は赤く焼けて固くなっ ており、焚口部・燃焼部には炭化物、焼土が多量 に認められた。東壁直下には柱掘り方が伴う。住 居壁高は約15cmである。SB314と重複し、これよ りも新しい。

#### S I 1626竪穴住居跡 (第9図、図版7)

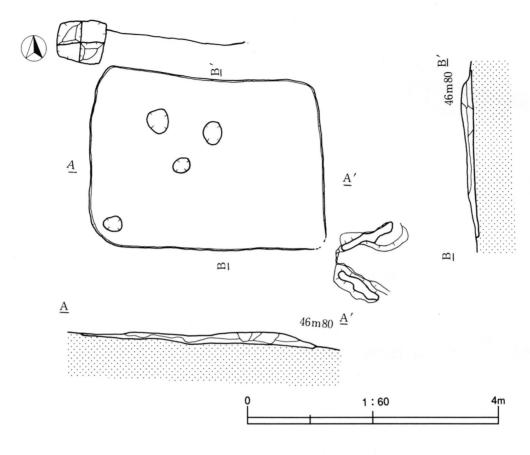
調査区北部の地山飛砂層面で検出された。平面 形は東西3.8m×南北2.6mの長方形を呈し、北壁 は西で約9度北に振れる。カマドは検出されない。 南西隅に柱掘り方が伴う。住居壁高は8cmを計る。SI1628と重複し、これよりも古い。



第7図 SB1625掘立柱建物跡



第8図 SI307竪穴住居跡



第9図 SI1626竪穴住居跡

#### S I 1626出土遺物 (第10図、図版17)

すべて埋土出土である。

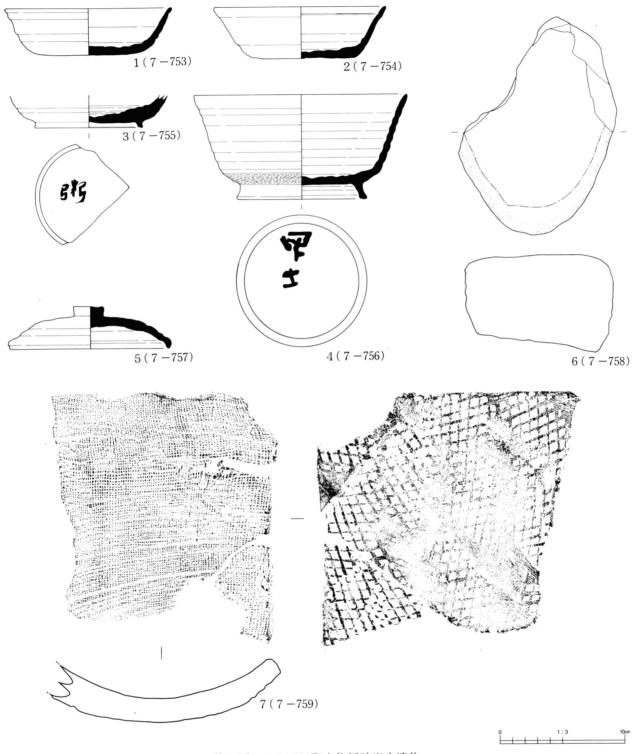
**須恵器** $(1\sim5):1$ 、2はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。3はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。底部に「粥」の墨書がある。4はヘラ切りで台取り付け以前に体部下端から 底部にかけてケズリ調整を施す台付埦である。底部に「罡ヵ」、「 $\square$ 」の墨書がある。5は天井部へラ切り後、撫で調整を施す蓋である。

石製品(6): 片面使用の磨石で、石質は花崗岩である。

瓦(7): 格子目平瓦の破片である。凹面には布目が残り、凸面には格子目のタタキ痕が認められる。

#### S I 1627竪穴住居跡(第11・12図、図版7)

調査区北部の地山飛砂層面で検出された。平面形は東西4.4m×南北2.5mの長方形を呈し、南壁は西で約8度北に振れる。カマドは、東壁北寄りに砂混じりの粘土で構築されている。燃焼部内には平瓦を据えて支脚としている。柱掘り方は認められない。住居壁高は15cmを計る。SB1625と重複し、これよりも古い。

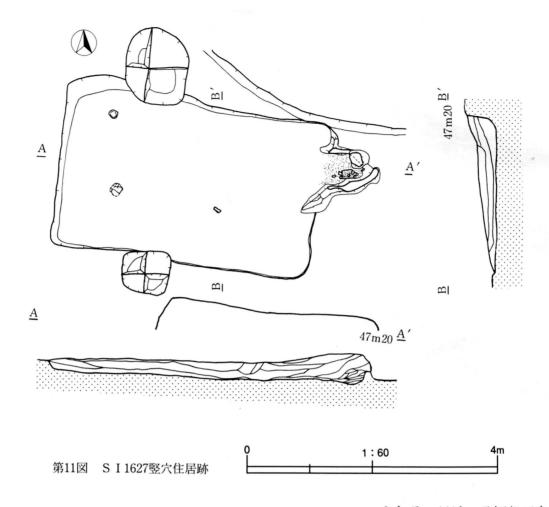


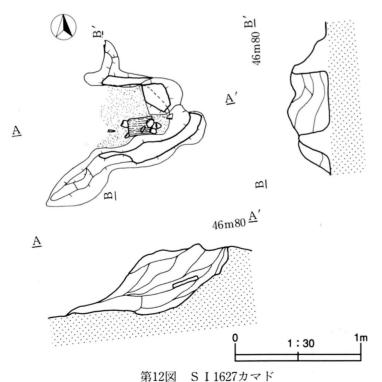
第10図 S I 1626竪穴住居跡出土遺物

#### S I 1627出土遺物(第13図、図版17~19)

 $1 \sim 14$ 、 $16 \sim 18$ は埋土出土、15は埋土、カマド内からの出土である。

**須恵器**  $(1\sim13):1$ 、2、9はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2は底部に炭化物が付着し、9は底部に「里」の墨書がある。3、4はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。 $5\sim7$ はヘラ切り無調整の坏である。8は糸切り後、外面底部にケズリ調整、体部に撫で調整を施し、内面体部から底部にかけてケズリ調整を施す坏である。10はヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す坏の破片と考え

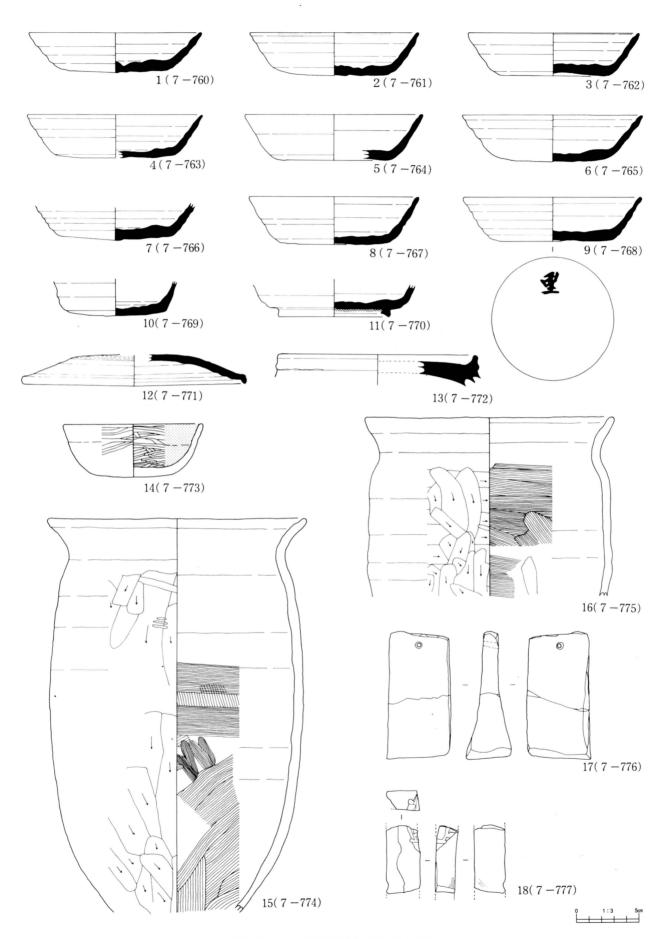




られる。11はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。 外面底部を硯に転用している。12は蓋である。天井部にケズリ調整を施すため、切り離しは不明である。13は円面硯の面部分の破片である。陸部は墨が付着し、スベスベしている。

土師器 (14~16):14は非ロクロ成形の小型境である。内面と外面口縁部から体部上半にやや不明瞭な段を有する。15、16は長胴甕である。15は外面に縦方向のケズリ調整を施す。内面は体部中央から下半にカキ目調整を施す。中央

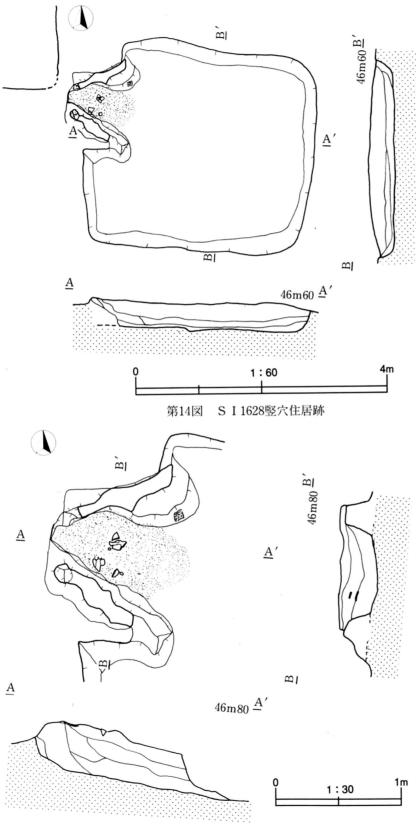
部はその後、横方向のカキ目調整を施す。16は口縁部から体部上半の破片である。外面は横方向のケズリ調整後、縦方向のケズリ調整を施す。内面は体部に横方向または斜方向のカキ目調整を施し、口



第13図 S I 1627竪穴住居跡出土遺物

縁部には撫で調整を施す。

石製品 (17·18): いずれも泥岩製の提砥石である。17は上部に穿穴があり、4面を使用している。18は上面から側面に穴が穿たれており、4面を使用している。17は側面上半と下面に、18は上面と側面に炭化物が付着している。



第15図 S I 1628カマド

#### S I 1628竪穴住居跡(第14· 15図、図版8)

調査区北部の地山飛砂層 面で検出された。平面形は 東西3.7m×南北3.1mの長 方形を呈し、南壁は西で約 9度北に振れる。カマドは 西壁北寄りに粘土で構築さ れている。燃焼部とその周 辺に焼土が認められる。柱 掘り方は認められない。住 居壁高は42cmを計る。SI 1626と重複し、これよりも 新しい。

#### **S I 1628出土遺物**(第16図、 図版19)

1はカマド燃焼部、2は埋土出土である。

赤褐色土器(1):長胴甕の 口縁部から体部下半にかけ ての破片である。外面は撫 で調整が施されているが、 わずかにタタキ痕跡が認め られる。内面は口縁部にロ クロ利用のカキ目調整を施 す。体部下半は横方向のカ キ目調整、斜方向のハケ目 調整を施した後、一部に撫 で調整を施す。 石製品(2): 凝灰岩製の提砥石である。

上部に穿穴がある。現状では4面を使用している。

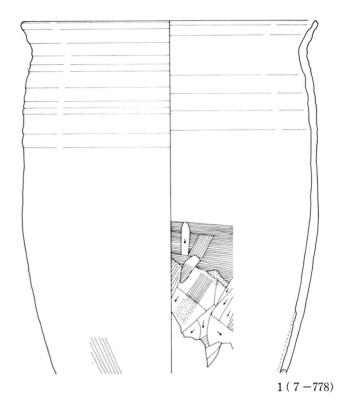
#### S I 1629竪穴住居跡 (第17図、図版8)

調査区北側の地山飛砂層面で検出された。 平面形は東側が調査区外のため不明であるが、 現状で東西2.4m以上×南北4.6mの方形を呈 し、西壁は北で約10度西に振れる。カマドは 検出されない。北西隅、南北隅、及び西壁直 下には柱掘り方が伴う。住居壁高は28cmを計 る。SB1625と重複し、これよりも古い。

#### S I 1629出土遺物 (第18図、図版19)

いずれも埋土出土である。

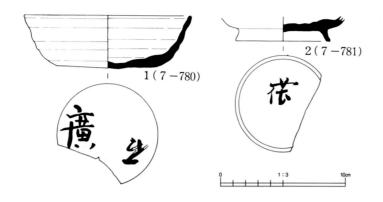
**須恵器**(1・2): 1はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。底部に逆向きに「広」と「石」の墨書がある。2はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。底部に「茂」





A 47m40 A 1:60 4

第17図 S I 1629竪穴住居跡



第18図 S I 1629竪穴住居跡出土遺物

が接合した形を呈する土取り穴となる。

の墨書がある。

#### SK1528土取り穴(第19図)

調査区南部の地山腐植土層面で 検出された。平成9年度の第70次 調査で東側が検出されており、今 回全容が検出された。平面形は長 径4.3m×短径3.1m、深さ1.0mの 瓢箪形の土坑と、長径3.2m×短径 2.6m、深さ1.2mの楕円形の土坑

#### SK1631~1636、SK1640土取り穴(第20図、図版9・10)

調査区中央部から南部にかけて検出された土取り穴群である。土取り穴の掘込みは、径2m~8mの円形または楕円形の規模の土取り穴が連続したもので、底面は約50cm~1.5mの高低差で凹凸がある。土取り穴の範囲は西側が調査区外で不明であるが現状では東西16m以上×南北30m、深さは地山腐植粘土層面から40cm~1.8mとなっている。土取り穴壁面には全域に工具の幅約20cmの鋤の痕跡が残っている。発掘区外の西側へ連続し、沢筋を利用した大規模な土取り穴群を構成するものと考えられる。

#### SK1631出土遺物 (第21·22図、図版20~23)

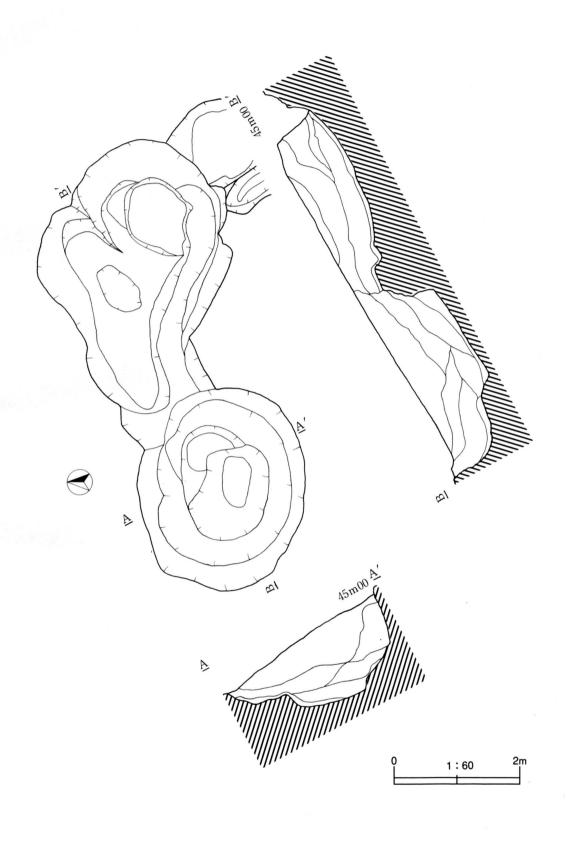
1~3は埋土上層、4~34は埋土中~下層出土である。

**須恵器**(1~27): 1はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2、3はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。4~14はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。10は外面体部に油煙が付着している。11は内面底部に漆紙が付着しており、左文字で「麻呂肆」「□」「拾」「春 貳拾□」「春米連□大□」の文字が認められる。出挙関係帳簿と考えられる。12~14は外面底部にそれぞれ「一」、「二」、「米」の墨書がある。15~20はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。20は外面底部を硯に転用している。21~25はヘラ切り後、天井部に撫で調整を施す蓋である。25は内外面に漆が付着している。26は天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明な蓋である。焼成時天井部に火ぶくれを起こしている。27は甕である。外面は体部上半にロクロ利用のカキ目調整を施す。体部下半にはタタキ痕が認められ、その後縦方向の手持ちケズリ調整を施す。内面は体部下半にあて具痕が認められ、底部は撫で調整を施す。

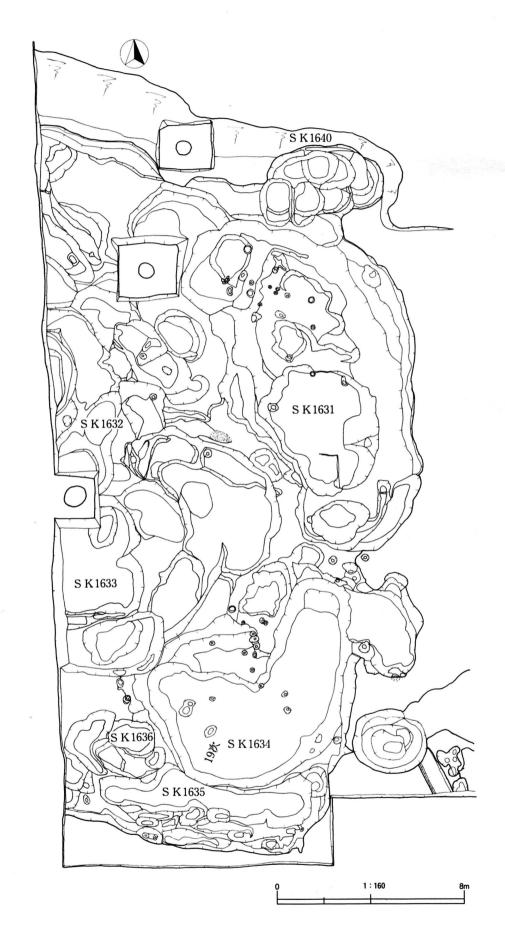
**赤褐色土器**(28~30): すべて糸切り無調整の坏である。

**瓦**  $(31 \cdot 32)$ : いずれも格子目平瓦の破片である凹面には布目が残り、凸面には格子目のタタキ痕が認められる。

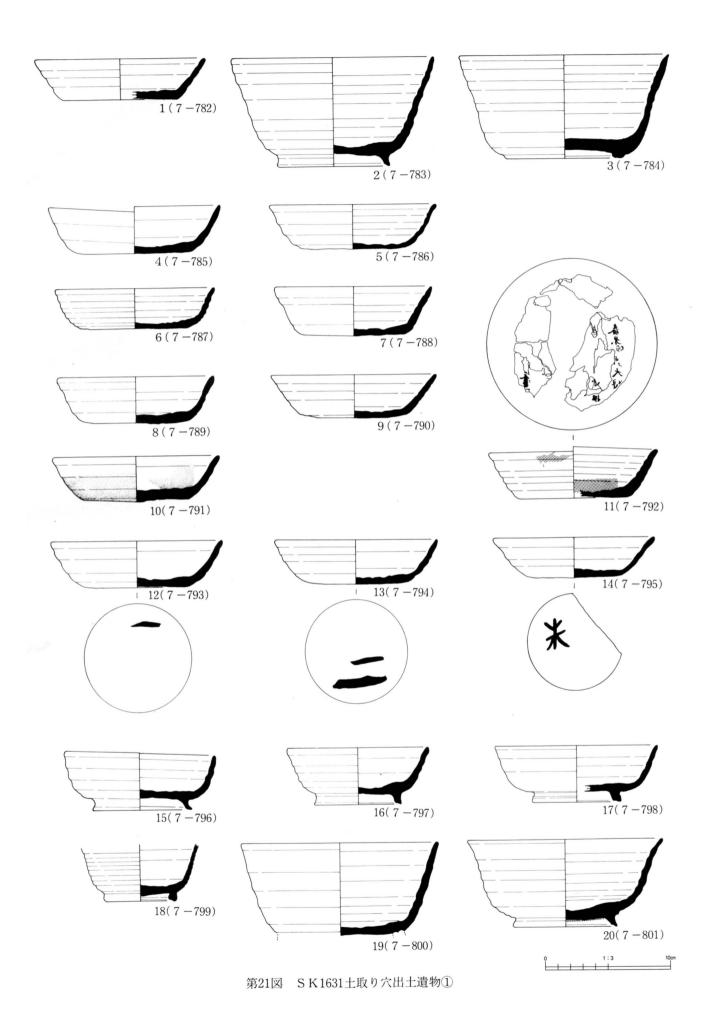
**土錘** (33・34): いずれも大型の土錘の破片である。



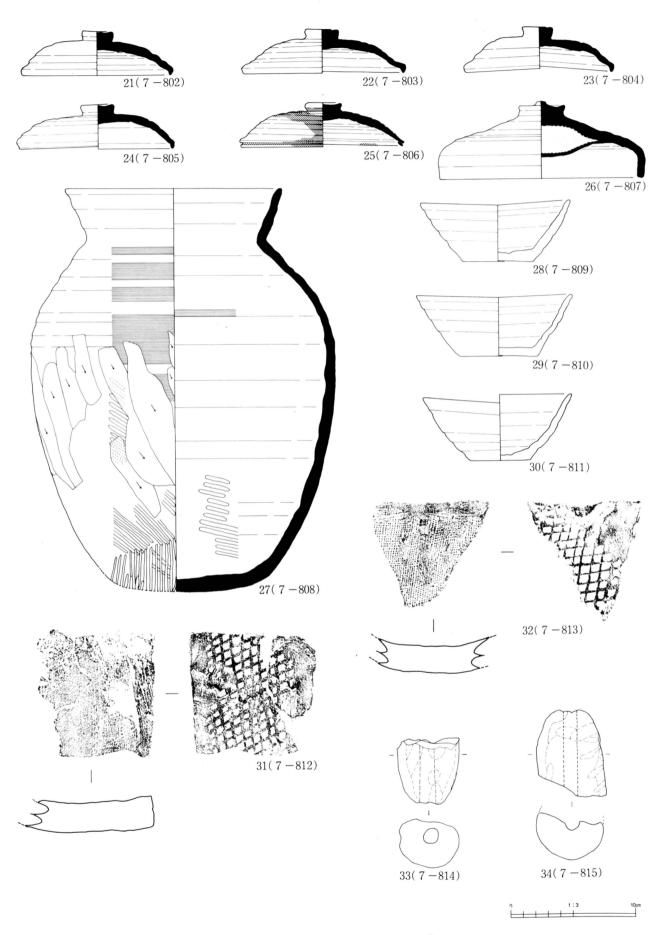
第19図 SK1528土取り穴



第20図 SK1631~1636、1640土取り穴



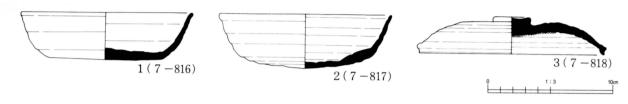
-19-



第22図 SK1631土取り穴出土遺物②

#### SK1632出土遺物 (第23図、図版22)

**須恵器** $(1 \sim 3): 1$  はヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す坏である。2 はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。3 は蓋で天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離しは不明である。内面 天井部を硯に転用している。

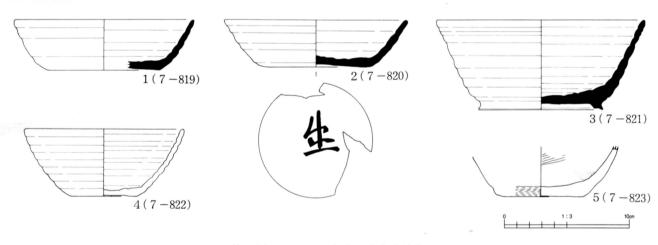


第23図 SK1632土取り穴出土遺物

#### SK1634出土遺物 (第24図、図版22)

**須恵器** $(1 \sim 3)$ : 1、2はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2は底部に「生」の墨書がある。3はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。

**赤褐色土器**(4・5): 4は糸切り無調整の坏である。5は甕の破片である。外面は体部下半に撫で調整を施す。内面はわずかにハケ目調整痕が認められ、帯状に炭化物が付着している。底部切り離しは回転糸切りである。



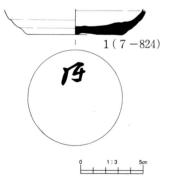
第24図 SK1634土取り穴出土遺物

#### SK1640出土遺物(第25図、図版23)

**須恵器**(1): ヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。底部に「厨」 の墨書がある。

#### SK1637土坑(第26図)

調査区南東部の地山腐植粘土層面で検出された。平面形は長径2.4m× 短径1.2m、深さ10cmの楕円形の土坑である。



第25図 S K1640土取り穴 出土遺物

#### SK1638土坑(第26図)

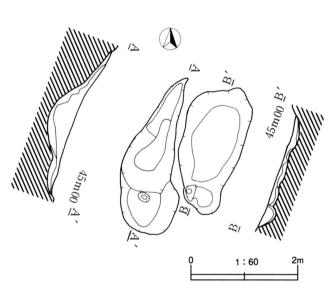
調査区南東部の地山腐植粘土層面で検出された。平面形は長径3.0m×短径90cm、深さ48cmの瓢箪形の土坑である。

#### SK1639土坑(第3図)

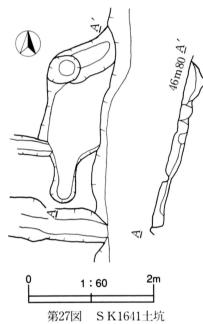
調査区東部の地山腐植粘土層面で検出された。平面形は長径2.6m×短径1.4m、深さ14cmの楕円形の土坑である。

#### SK1641土坑 (第27図、図版11)

調査区北部の明褐色粘土層面で検出された。平面形は長径2.5m×短径90cm、深さ20cmの不整楕円形の土坑である。

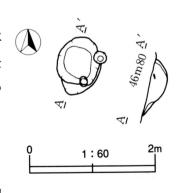


第26図 SK1637·1638土坑



#### SK1642土坑(第28図、図版11・

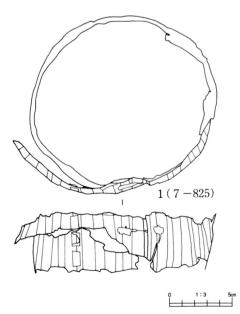
12) 調査区北部の明褐色粘土 層面で検出された。平面形は長 径90cm×短径65cm、深さ30cmの 楕円形の土坑である。埋土から 漆膜が出土した。



**S K 1642出土遺物**(第29図、図版23)

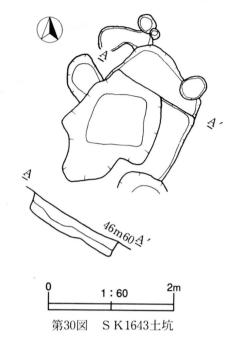
第28図 SK1642土坑

**漆膜**(1): 埋土から出土した漆膜である。径約14cm前後の漆容器(曲物)側板に付着した漆の膜だけが遺存したも



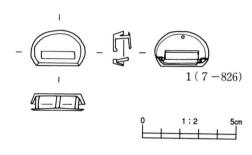
第29図 SK1642土坑出土遺物

のと考えられる。曲物の側板に付着していた面には桜樺で綴られた痕跡とケビキの痕跡が認められる。



#### SK1643土坑 (第30図)

調査区北部の明褐色粘土層面で検出された。南側が攪乱より 削平され全容は不明であるが、現状では長径1.5m×短径64cm以 上、深さ50cm以上の楕円形の土坑である。



第31図 S B 316堀立柱建物跡 南西隅柱の掘り方東側ピット 出土遺物

SB316南西隅柱掘り 方東側ピット出土遺物(第31図、図版23) 金属製品(1): SB 316掘立柱建物跡 南西隅柱の掘り方東 側のピット埋土から 出土した銅製の丸鞆

である。裏金は一部破損している。

#### 3) 基本層序及び各層出土遺物

#### 基本層序

第73次調査では調査区北東部で遺物の包含層の堆積が認められたが、調査区北西部、調査区中央から南部にかけては削平により遺物包含層の堆積は認められなかった。調査区内での層位は以下のようである。

第1層 表土:現表土と近年の畑地の耕作土及び第21次調査時、第70次調査時の埋め戻し土。

第2層 旧耕作士:旧畑地の耕作士。

第3層 明褐色粘土層:調査区北東部に堆積した古代の遺物包含層。SK1641~SK1643の検出面。

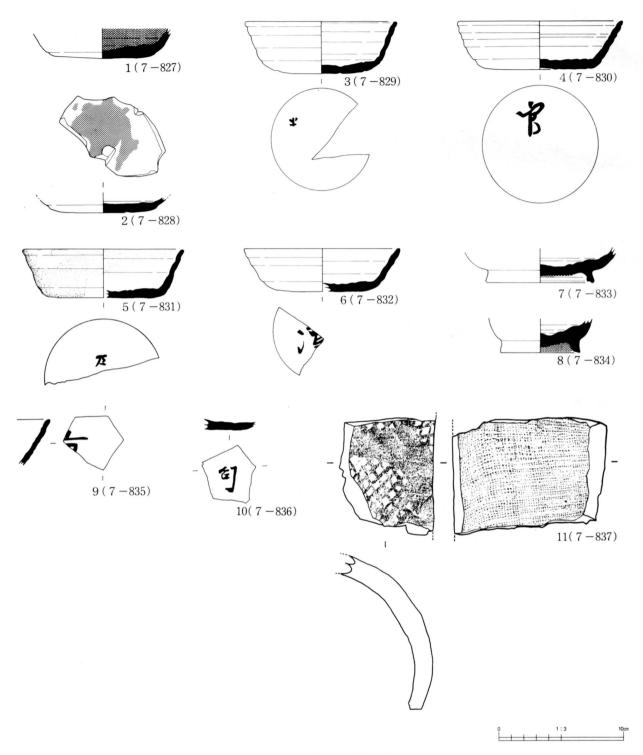
**地山飛砂・地山腐植土層**:調査区北側は浅黄色砂の飛砂が地山となっており、調査区中央から南側は黒褐色を呈する腐植した粘土が地山となっている。SB316、SB307、SI1626~SI1629、SK1528、SK1631~1640の検出面。

#### 各層出土遺物

#### ○表土・表採・旧耕作土出土遺物 (第32図、図版23・24)

**須恵器**  $(1 \sim 10)$ : 1 はヘラ切り無調整の坏である。内面を硯に転用している。 $2 \sim 6$  はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2 は内面底部に漆膜が、5 は外面に炭化物が付着している。 $3 \sim 6$  は底部にそれぞれ「米ヵ」、「官」、「厨ヵ」、判読不能の文字がある。7、8 はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。外面底部を硯に転用している。9 は坏の体部、10 は底部の破片である。9 は判読不能の、10は「司」の墨書がある。

**瓦(!!)**:格子目丸瓦の破片である。凸面には格子目のタタキ痕が認められ、凹面には布目が残る。



第32図 表土・表採・旧耕作土出土遺物



第33図 第3層明褐色粘土層出土遺物

#### ○第3層出土遺物(第33図、図版24)

**須恵器**(1): ヘラ切りで台周縁部に撫 で調整を施す台付坏である。

石製品(2):泥岩製の提砥石である。 上部に穿穴があり、5面を使用している。

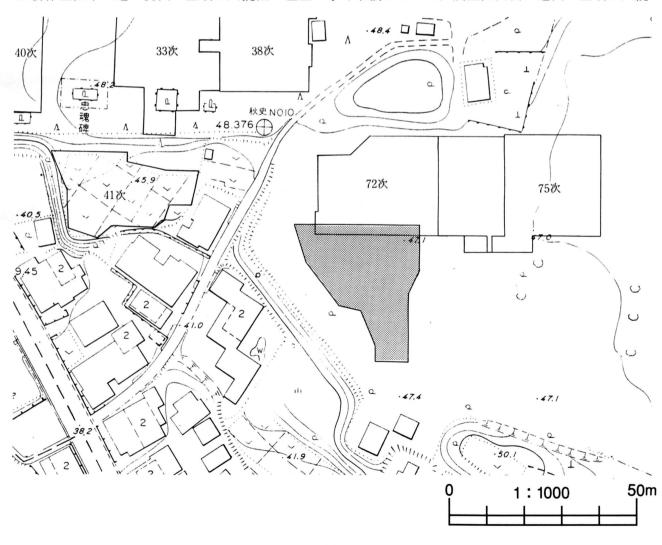
#### Ⅲ 第76次調査

#### 1)調査経過

第76次調査は、大畑地区中央部を対象に、平成12年8月29日から11月29日まで実施した。発掘調査面積は745㎡ (226坪)である。調査地は政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、一昨年度の第72次調査地とは北に隣接している。調査地北西側の第33次調査や、北側の第72次調査、第75次調査では、掘立柱建物跡や竪穴住居跡、鍛冶工房跡、柱列跡、土取り穴跡等を検出している。調査地は旧高清水小学校跡地で、現地形は校舎解体後に平坦に整地され、雑木の生える荒れ地となっていた。

調査は前年度に続き、建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。 まず雑木の伐採及び抜根作業を行い、その後調査区の設定を行った(8月29日~9月4日)。

表土除去作業を調査区西側から開始した。調査区のほぼ全域には表土が小学校造成時の造成土と旧耕作土からなり、厚さは10cm~60cmと調査区南側にいくにつれて厚く堆積していた。調査区西側では旧耕作土直下で近・現代の土取り穴撹乱の埋土が厚く堆積していた。調査区西側が近代の土取り穴撹

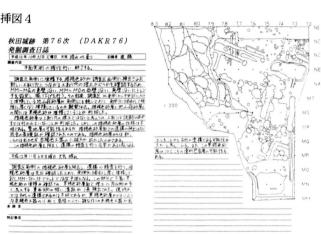


第34図 第76次調査周辺地形図

乱であることが判明したため、この土取り 穴埋土の除去作業と、併行して調査区東側 の表土除去作業と撹乱穴埋土除去作業を行っ た。また、調査区を南側に拡張し表土除去 作業を行った(9月5日~10月10日)。

調査区全域に平面実測用の造り方を設置し、調査区西側から平面実測を行った。また、土層観察用ベルトの写真撮影、断面実測を行い、終了したものから除去していった。それと併行して調査区東側、南側の遺構精査を行った(10月11日~10月27日)。調査区東側、南側の遺構精査が終了した時点で、各遺構の検出状況についての全景写真撮影を行った(10月18日~10月19日)。調査区南側に遺構確認のために幅1mのトレンチを設定したものの、遺構は確認できなかった(11月1日)。調査区南側に厚く堆積している暗褐色土層を除去し黒褐色砂層を確認、SD1644を検出した。暗褐色土層除去作業

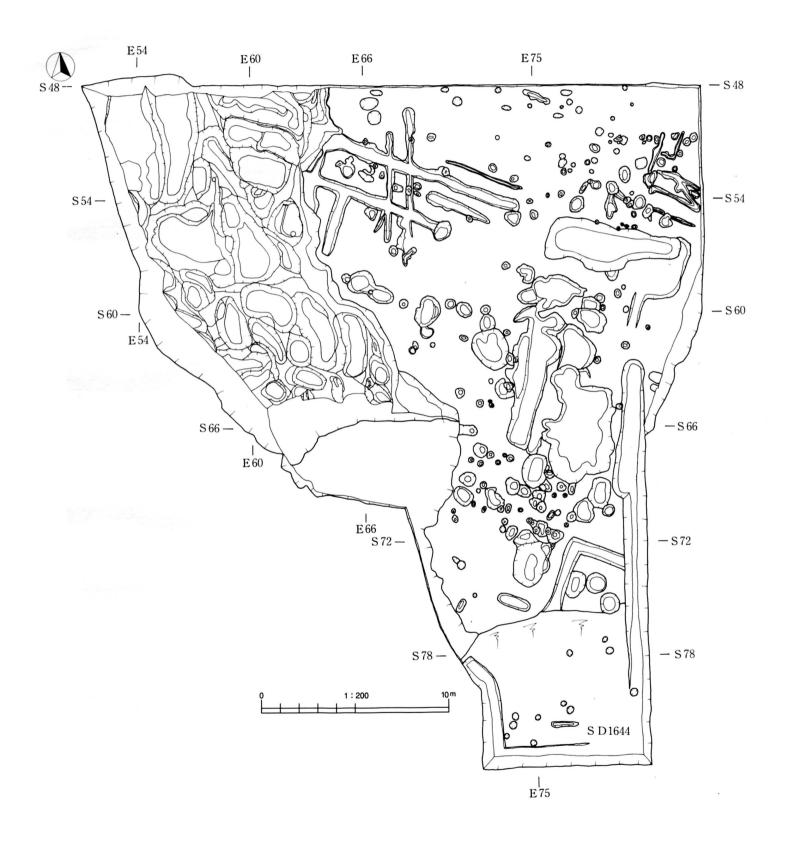
### 



終了後、調査区南側で写真撮影、平面実測を行った(11月6日~11月13日)。

調査区全域の航空写真撮影を行い(11月14日)、その後調査区南側に関して補足調査を行った。黒褐色砂層を除去し地山飛砂層を確認、ピットを10数基検出し、調査区南側の検出状況についての写真撮影を行った後、平面実測を行った(11月15日~11月20日)。調査区南側での建物プランの組み合いを検討したが判然とせず、遺構の検出はできなかった(11月21日~11月24日)。

発掘調査機材の整備、清掃等を行い調査を終了した(11月29日)。



第35図 第76次調查検出遺構図

#### 2) 検出遺構と出土遺物

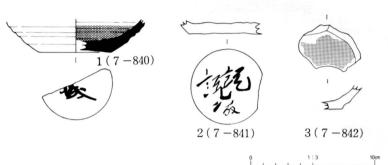
#### S D1644溝跡 (第35図、図版16)

調査区南部の包含層面で検出された。幅22cm~39cm、深さ14cm、長さ1.4mの溝跡である。溝の方向はほぼ東西方向である。

### 近・現代土取り穴出土遺物 (第36図、図 版25)

調査区の西側で検出された、近・現代の 土取り穴埋土から古代の遺物が数点出土した。

**須恵器**(1):糸切り無調整の坏である。内面を硯に転用しており、底部に「城」の墨書がある。



第36図 近・現代土取り穴出土遺物

**赤褐色土器**(2・3): いずれも糸切り無調整の坏の破片である。2 は底部に判読不能の墨書があり、 3 は内面に漆膜が付着している。

#### 3) 基本層序及び各層出土遺物

#### 基本層序

第76次調査では調査区南部で遺物の包含層の堆積認められたが、調査区北側から中央部にかけては 削平により遺物包含層の堆積は認められなかった。調査区内での層位は以下のようになる。

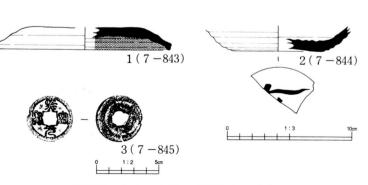
- 第1層 表土・造成土:現表土と小学校造成時の造成土。
- 第2層 旧耕作土:小学校造成以前の畑地耕作土。
- 第3層 暗褐色土層:調査区南側に堆積する。赤褐色土器の小破片がわずかに出土したが、この面での古代の遺構は検出されず、校舎の基礎が検出された。小学校造成時の造成土の可能性もある。

第4層 黒褐色砂層:調査区南側に堆積する、古代の遺物包含層。SD1644の検出面。

**地山飛砂層**:調査区全域は浅黄色砂の飛砂が地山となっている。

#### **○表土・表採・旧耕作土出土遺物**(第37図、 図版24)

**須恵器**(1・2):1は天井部へラ切り後、 撫で調整を施す蓋である。内面を硯に転用 してる。2はヘラ切り後、撫で調整を施す 坏である。底面に判読不能の墨書がある。

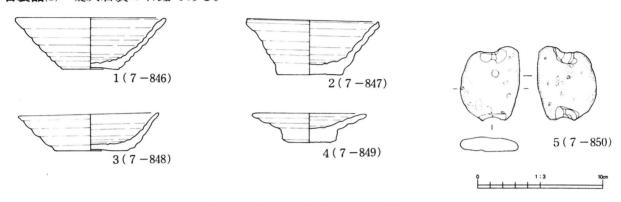


第37図 表土・表採・旧耕作出土遺物

銭貨(3): 熈寧元宝(初鋳年1068・北宋)の銅銭である。

#### ○第4層出土遺物(第38図、図版24)

**赤褐色土器** $(1\sim4):1\sim3$  は糸切り無調整の坏である。4 はヘラ切り無調整の柱状高台皿である。 石製品(5): 凝灰岩製の石錘である。



第38図 第4層黒褐色砂層出土遺物

#### № ま と め

#### 第73次調査検出遺構の年代と配置について

第73次調査は、政庁から外郭西門に至る間の焼山地区北西側における掘立柱建物跡群の追究を含めた遺構の広がりや、利用状況の把握を目的に実施した。調査の結果、再検出の掘立柱建物跡 3 棟、竪穴住居跡 1 軒の他に、新たに掘立柱建物跡 1 棟、竪穴住居跡 4 軒、溝跡 1 条、土坑 7 基、土取り穴群を検出した。

焼山地区中央部における大規模な掘立柱建物跡群については、新たに1棟を検出したことにより建 物群の配置がより明確になった。また、調査区西側で大規模な土取り穴が検出されるなど、新たな利 用状況も明らかになった。

今次調査地の各遺構については、地山飛砂層や地山腐植粘土層面検出が多く検出層位などからの時代区分は困難であり、可能な範囲で年代に触れてみたい。また、焼山地区の掘立柱建物群についても 既調査の成果もふまえて、考察を加えてみたい。

#### 1) 各遺構の年代について

調査区中央南半で検出された大規模な土取り穴については、第70次調査で検出されたSK1525~1528 土取り穴群(註1)と埋土の比較をすると、第70次調査で検出された土取り穴群の埋土には共通した 褐色土を主体とする堆積土があり、また遺物がほとんど出土していない。今次調査で検出された土取り穴群は大規模で共通した埋土がみられないこと、また比較的多くの遺物が出土し、その埋土下層からは扁平なツマミを持つ蓋が多く出土し、また胴中央部に最大径を持つ広口壺が出土している。赤褐色土器坏類は糸切り無調整の小型坏Aタイプ(註2)がほとんどである。このことから、大規模な土取り穴群は8世紀~9世紀にかけて徐々に埋まっていったものと考えられる。

調査区北側で検出されたSI1627竪穴住居跡は埋土及びカマド周辺から土師器、須恵器が出土しており、赤褐色土器類が供伴していないことから8世紀第3四半期頃の年代が考えられる。また住居の壁がほぼ同じ方位で、北西に振れるSI1626、SI1629、SI1629についてもSI1627と同時期のものと考えられる。

調査区北側で検出されたSB316については $1.2m \times 2.0m$ の円形で、建物方位桁行が北で約6度西に振れる。平成8年度第66次調査考察における焼山地区掘立柱建物の分類(註3)において8世紀に位置づけられているB類掘立柱建物群はほぼ同位置での建て替えが確認されており、さらにB群のなかで2時期の変遷があり、細分される可能性が示唆されている(註4)。SB316は規模が縮小され、また建物方位もSB314とは異なり、これよりも新しい建物であることから、B類では後半のものと考えてみたい。

S B 1625については総柱建物であること、掘り方の規模などから第70次検出のS B 1512と第66次検出のS B 1451(註5)との検出事例から、第21次調査検出のS B 313(註6)と連続する並倉のような

構造を持つ建物跡と考えられるが建物の連続性や若干柱筋等が異なっていることから、若干の時期的な相違も考えられる。SB313は8世紀末~9世紀初め以降の年代に位置づけられていると考えられる。SB1625の堀り方の大きさ、建物方位等からC類では後半に位置づけられるものと考えたい。

## 2) 焼山地区掘立柱建物群の配置

焼山地区掘立柱建物群については第66次調査、第70次調査考察でA~D類の分類を行い、B類とC 類が一定の規則的配置に基づく掘立柱建物群を構成することを述べている。

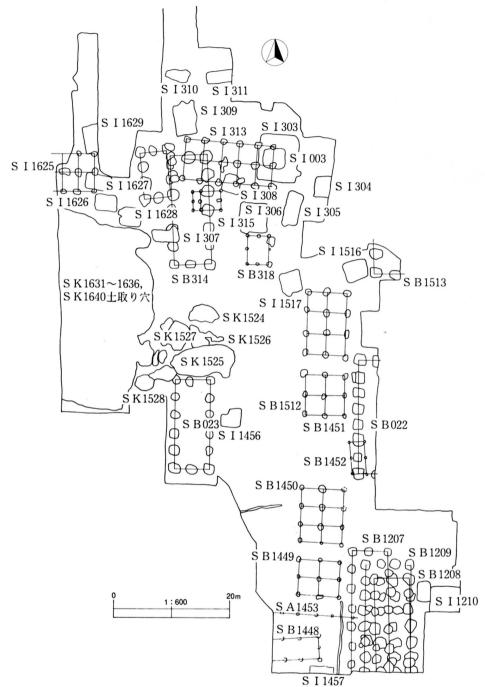
B類掘立柱建物群については、南北方向に3棟が間隔をおいて列をなし、それが2列に並列する建物配置が裏付けられている。並列して配置されるSB314とSB1513との関係から、SB316に並列して存在するSB1513と重複する建物の存在が考えられるが、調査区域外であり今後の発掘調査の成果が待たれる。

C類掘立柱建物群については、新にSB1625が検出されたことにより、大規模な土取り穴を囲むように西側へのプランが展開されることが判明した。

調査地北側では外郭北側の区画施設を追究したが、築地等の区画施設は検出されなかった。今後さらに北側での調査を待たなければならないが、僅かながら瓦を含んだ崩壊土状の土壌が一部検出された。周辺には土手状の高まりも一部見られるものの、後世の耕作による築地塀削平の可能性も考えられる。

焼山地区掘立柱建物分類表

類	建物	規模	柱掘り方規模	柱痕跡	建物方位	該当建物	備考
類	梁間	桁 行	11年リカス保	11.7段 奶	建物力加	以 3 建 70	νπ <i>τ</i>
Α	3間	7間以上	直径1.5m~2.0mの円 形または1.4m~1.8m の不整形	直径40cm~ 50cm	真北	S B 1029	南北棟総柱 [8世紀第2四 半期頃]
В	2間~3間	5間~7間 以上	1辺1.0m〜2.0mの方 形または直径1.5m〜 2.0mの円形	直径30cm~ 40cm	$N 1^{\circ} \sim 3^{\circ}$ W	S B 314, 022, 023,1207,1208, 1513 (S D 1458)	・南北棟 ・群を構成 ・南北方向に 10m~16mの 間隔で列をな す ・2列に並列す る形をなす 【8世紀代】
	"	"	"	"	"	S B 316	
С	2 間	2間~7間	直径50cm~140cmの円 形	直径20cm~ 25cm	ほぼ真北か N 2°~4° E	S B 313, 1499, 1450, 1451, 1512, 1625 (S A 1453)	<ul><li>・B類よりも建物規模小</li><li>・総柱建物</li><li>・並倉構造</li><li>【8世紀末~9世紀初頃】</li></ul>
D			直径22cm~70cmの円形	直径20cm	N 1 $^{\circ}$ $\sim$ 5 $^{\circ}$ W	S B 315, 318, 1148, 1452	・C類よりもさら に建物規模小 ・側柱タイプ建物 ・規則性なし <b>[9世紀以降]</b>



第39図 焼山地区北部・中央部主要遺構配置図

- 註1 『秋田城跡平成9年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1998年
- 註2 赤褐色土器の呼称と坏A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端および下半にかけてケズリ調整を施すものを坏B、無調整のものを坏Aとしている。
- 註3 『秋田城跡平成8年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1997年
- 註4 註3まとめ
- 註5 註3
- 註6 『秋田城跡昭和52年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1977年

# V 秋田城跡環境整備事業

## 平成12年度の整備(鵜ノ木地区第1次18ヶ年計画)

平成12年度の整備は、鵜ノ木地区中央(5)の整備として、建物跡の平面表示および柱列の表示等を行った。

## 1) 造成計画

本年度の整備地は、土取りによ り南側が急傾斜地の指定を受ける ほど後世の改変が加えられたとこ ろの東側にあたり、今回表示する こととした建物跡部分を一部含め た南側も削平により失われていた。 そこで、この地区全体で行って きた地形復元を今回も行なった。 ただ今回整備を行った南側には、 後世の土取りによる改変地である ということを利用した公衆トイレ (便所スペース30.04m<sup>2</sup>・休憩ス ペース22.50m<sup>2</sup>) 及び付随する外 構施設があることから、地形復元 は建物表示より3m南側までの位 置とし、その先に法面を設け公衆 トイレ設置面のレベルに合わせる こととした。(第1図)

また、環境復元の一環である植生復元として花粉分析等から判明している黒松(C=0.3,W=2.0,

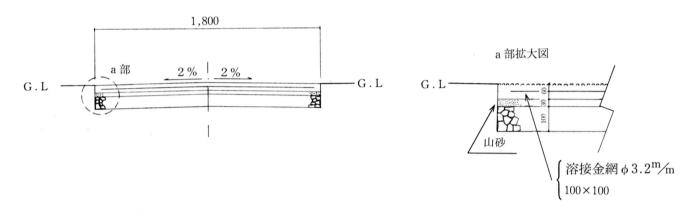


第1図 外郭東門・鵜ノ木西地区整備平面図

h=4.0m)を植栽した。これは、北側の地形復元したところから見たとき、南側に緑の群を見せることにより削平された部分の地形を、盛土をしなくても続いているように見せる効果をねらったものである。

## 2) 園路整備

公衆トイレ外構部から整備地までは園路を設けたが、従来の園路舗装は、整備材料については極力一次材を用いるという本史跡においてのコンセプトから、砕石舗装[路盤 $C-40 \cdot t = 0.1 m$ 、 $S-5 \cdot S-13 \cdot t = 0.05 m$ (転圧後寸法)、スクリーニングス・ $0.6 m^3 / 100 m^3$ ] としていたが、経年変化による表面処理材(スクリーニングス)の飛散、流失による歩きづらさ等に対処するため、今回は、試験的に火山礫洗い出し舗装 [路盤 $C-40 \cdot t = 0.1 m$ 、遮断層(山砂)・t = 0.03 m、火山礫洗い出し・t = 0.06 m] を採用した。(第2図・図版1)この舗装の特徴としては、参考値ではあるが衝撃吸収性(GB係数22.9%)、反発弾性(SB係数2.5%)が土とほぼ同じであり、足や膝に対する負担が少なく、また自然の色調に近いこと、凍結・降水時のノンスリップ効果が期待できることなどである。



第2図 火山礫洗い出し舗装標準断面図



図版1 火山礫洗い出し舗装表層部拡大

工事の概要は次のとおりである。

実施地区

鵜ノ木地区中央(5)

実施面積 670m²

総事業費 20,000千円

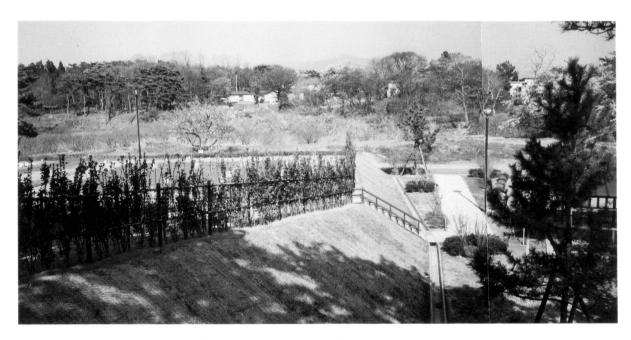
工 種	種 別	細 目	数量	金額(千円)	備考
敷地造成工	土工		1式	1,985	切・盛土 (山砂、赤土)
	法覆工		1式	362	法面整形・人工芝 (221㎡)
園路広場工	排水工		"	340	300型U型側溝(56m)
	舗装工		"	229	火山礫洗い出し舗装 (39㎡)
	階段工		"	1,002	米ヒバ特1丸棒加工材・防腐加工済材
				建物跡表示 (1棟) 1式 5,279 柱列表示 (5本)	建物跡表示(1棟)
遺跡表示工	表示工		1式		柱列表示 (5本)
					表示用石柱 (3基)
		上木植栽工	1式	323	黒松
<b>                                      </b>	植栽工	下木 ″	"	542	ニシキギ・ドウダンツツジ・サツキ(大盃)
修景施設工		生 垣 工	"	578	マサキ 3本/1m (52m)
	芝工	種子吹付	320m²	53	白クローバー・ベントグラスハイランド・ケンタッキーブ ルーグラス
直接工事費計				10,693	

## 3) その他の整備

建物の平面表示・柱列表示に用いる柱の保存処理薬剤については、AQ(木質建材等承認推進事業)表示のACQ・AAC等で行いその経年変化を比較しているが、今回は新たに樹脂注入(ユリア・エチレン系)の処理を行ったものを使用した。



図版 2 平成12年度環境整備完成写真(東から)



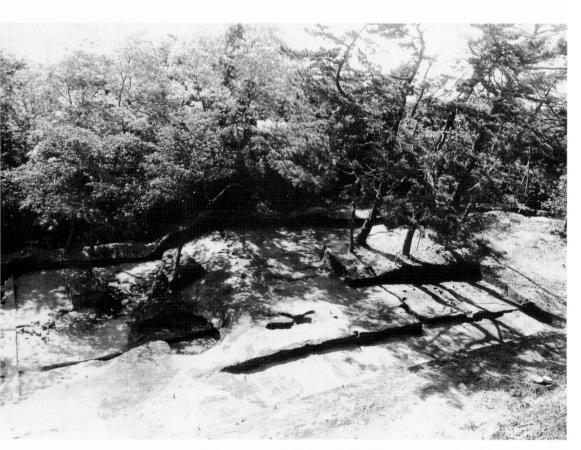
図版3 平成12年度環境整備完成写真(西から)



図版1 第73次調査航空写真(上:北)



第73次調査区 南側遺構全景 (検出状況) (東から)



第73次調査区 北側遺構全景 (重複関係上位遺構検出状況) (東から)



第73次調査区 北西側遺構全景 (検出状況) (南から)



第73次調査区 南側遺構全景 (東から)



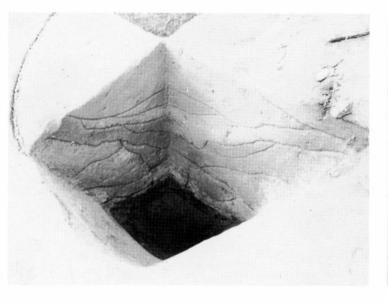
第73次調査区 北側遺構全景 (重複関係下位遺構) (東から)

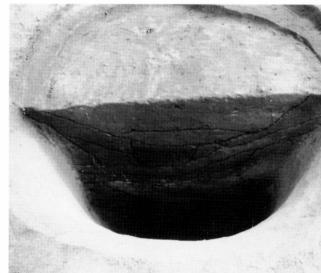


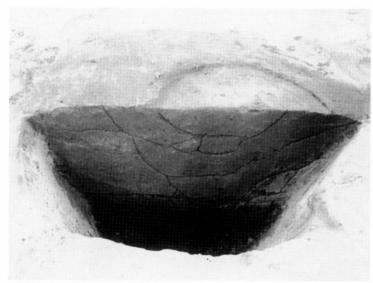
第73次調査区 北西側遺構全景 (南から)

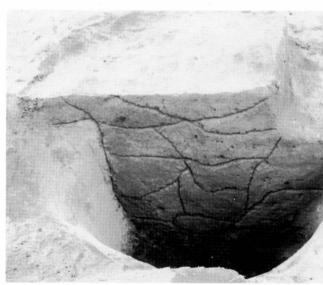


SB316掘立柱建物跡(南から)







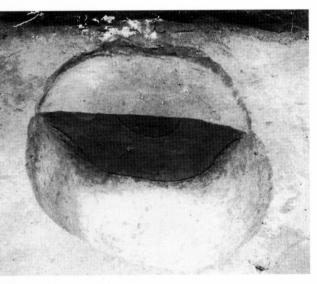


S B316掘立柱建物跡柱掘り方断面

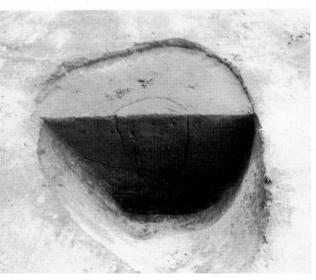
-41- 図版5

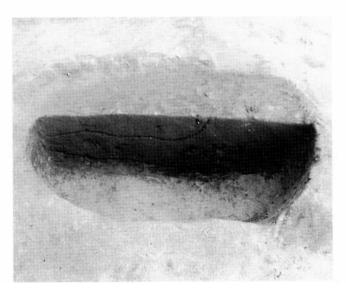


SB1625掘立柱建物跡(南から)



SB1625掘立柱建物跡 柱掘り方断面







S I 1626竪穴住居跡 (西から)



S I 1627竪穴住居跡 (西から)



S I 1627竪穴住居跡カマド (西から)

図版7 -43-



S I 1628竪穴住居跡 (東から)



S I 1628竪穴住居跡 (東から)



S I 1629竪穴住居跡 (北から)



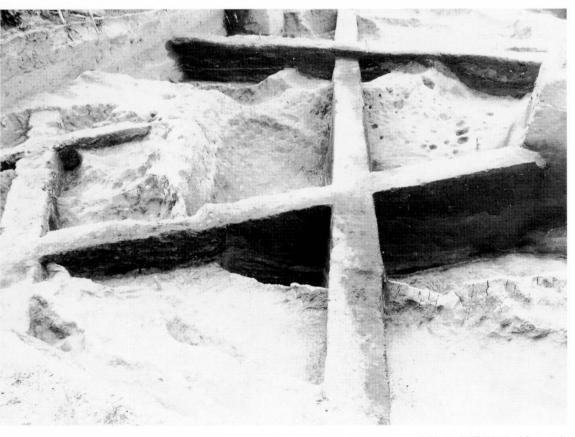
土取り穴群 (東から)



土取り穴群 (南から)



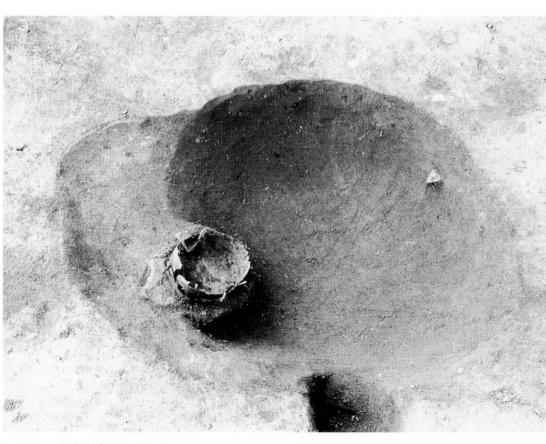
土取り穴群断面 (東から)



土取り穴群断面(南から)



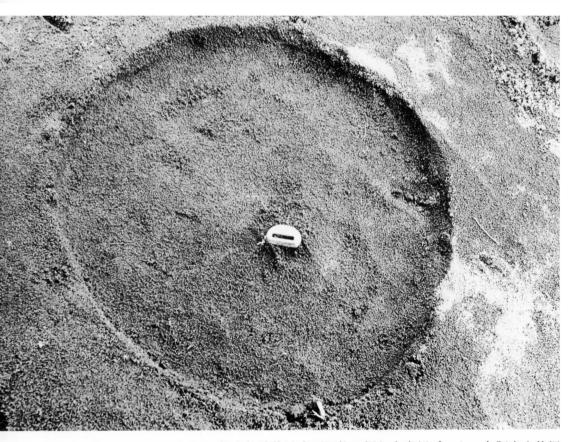
SK1641土坑 (東から)



SK1642土坑 (東から)



S K 1642土坑 漆膜出土状況



SB316掘立柱建物跡南西隅柱の掘り方東側ピット 丸鞆出土状況



第76次調査区 北側遺構全景 (東から)



第76次調査区 南側遺構全景 (最上層面検出状況) (東から)



第76次調査区 南側遺構全景 (重複関係上位遺構検出状況) (東から)



第76次調査区 南側遺構全景 (重複関係下位遺構検出状況) (東から)

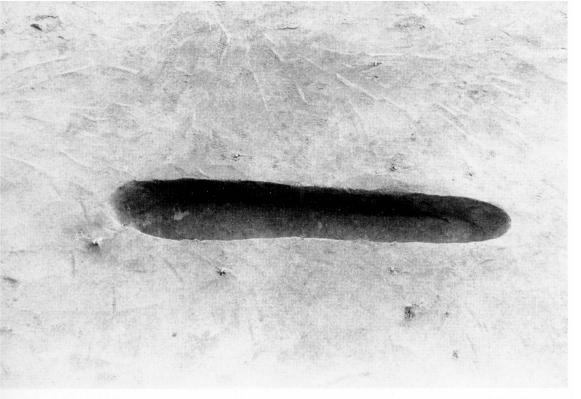


第76次調査区 北西側 近・現代土取り穴群 (北から) 上・下

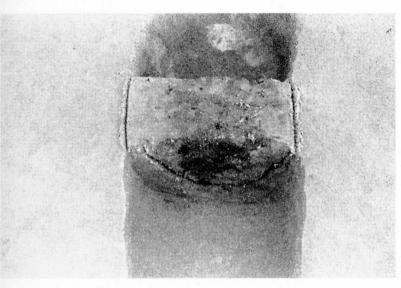


-51-

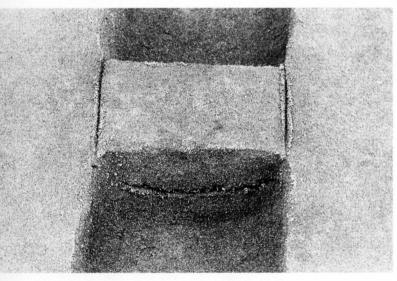
図版15



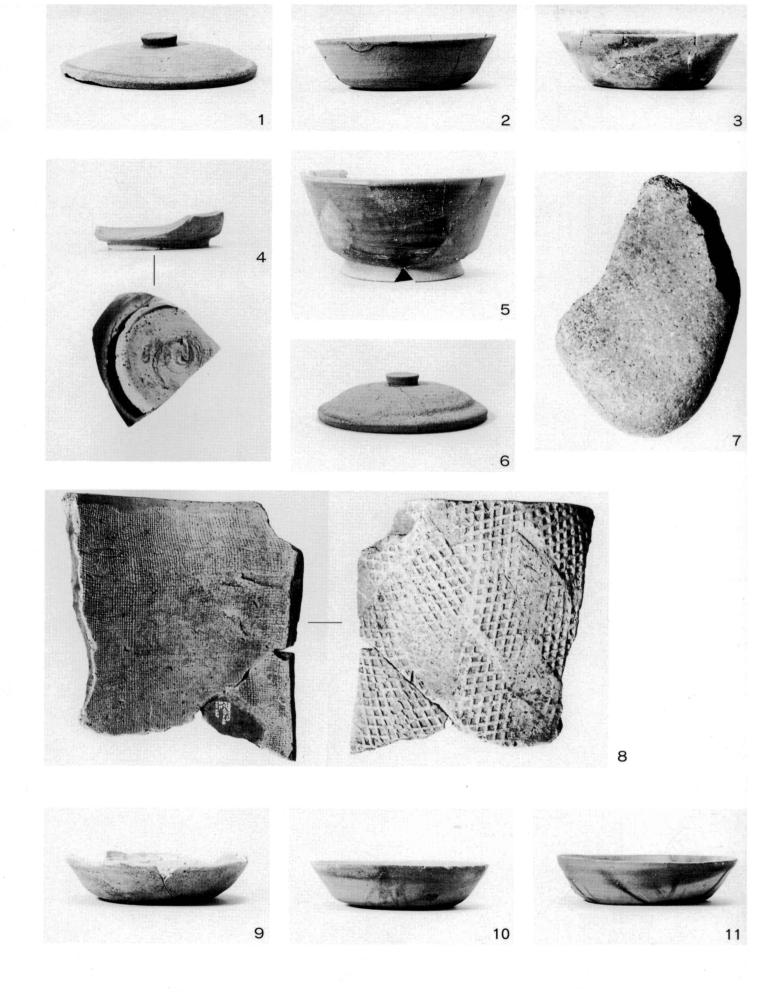
SD1644溝跡(南から)



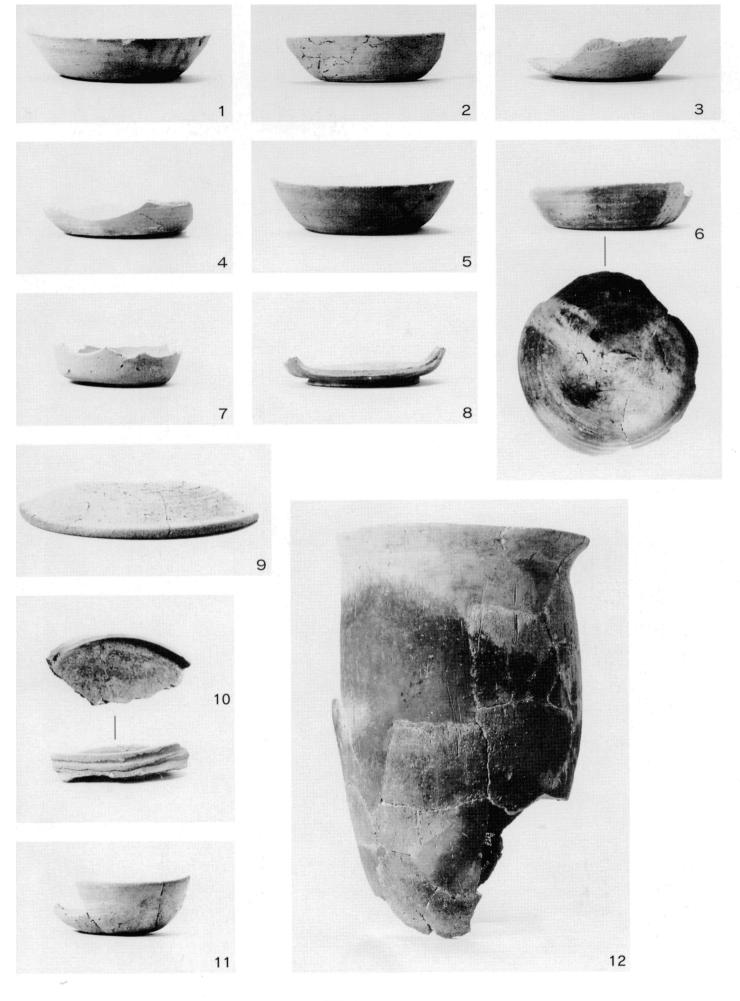
SD1644溝跡西側断面 (東から)



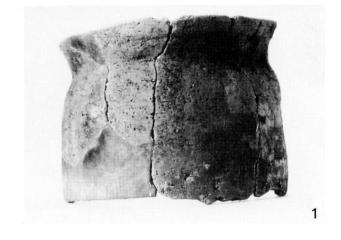
S D1644溝跡東側断面 (東から)

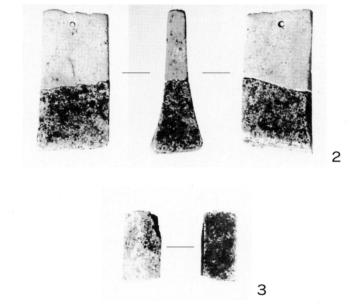


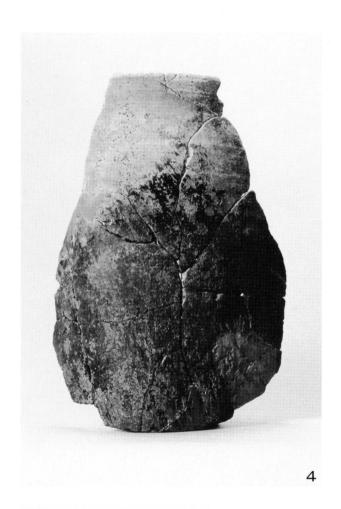
**図版17** 1 SB316, 2~8 SI1626, 9~11 SI1627

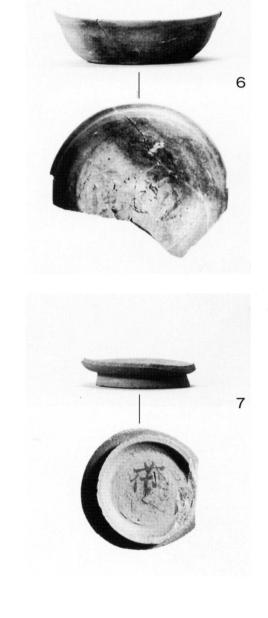


図版18 1 ~12 S I 1627



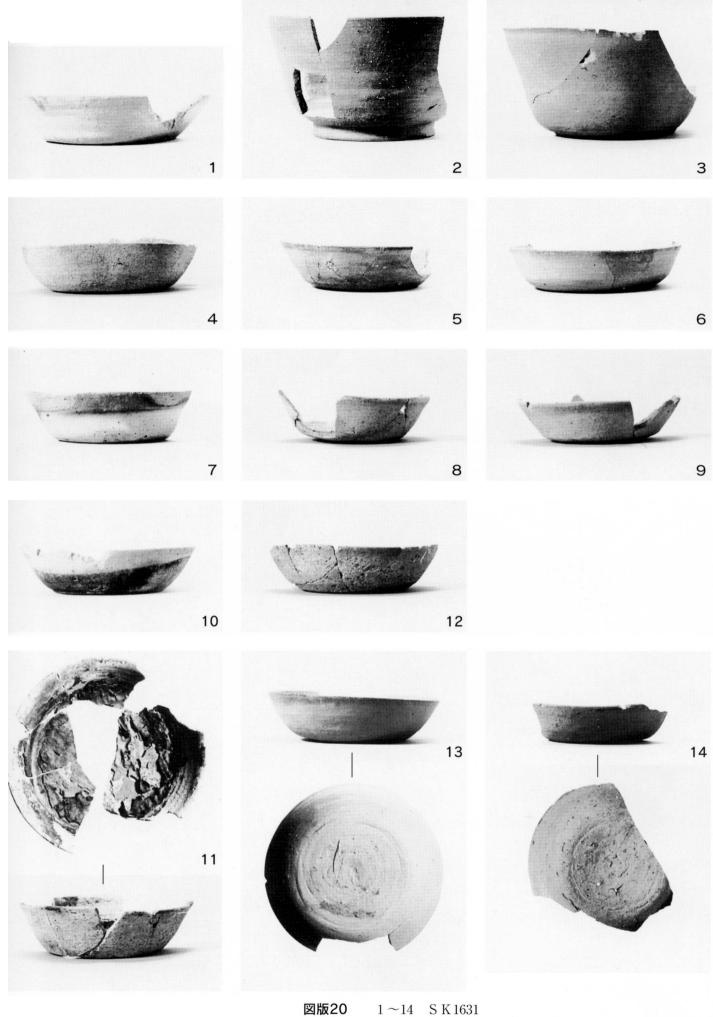


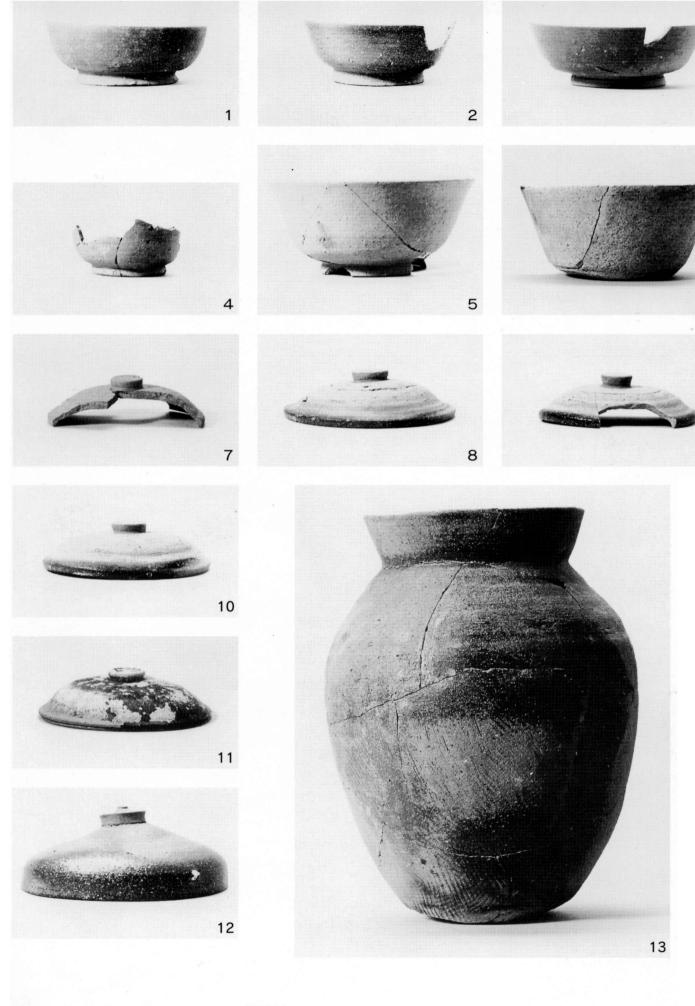






図版19 1~3 S I 1627, 4·5 S I 1628, 6·7 S I 1629

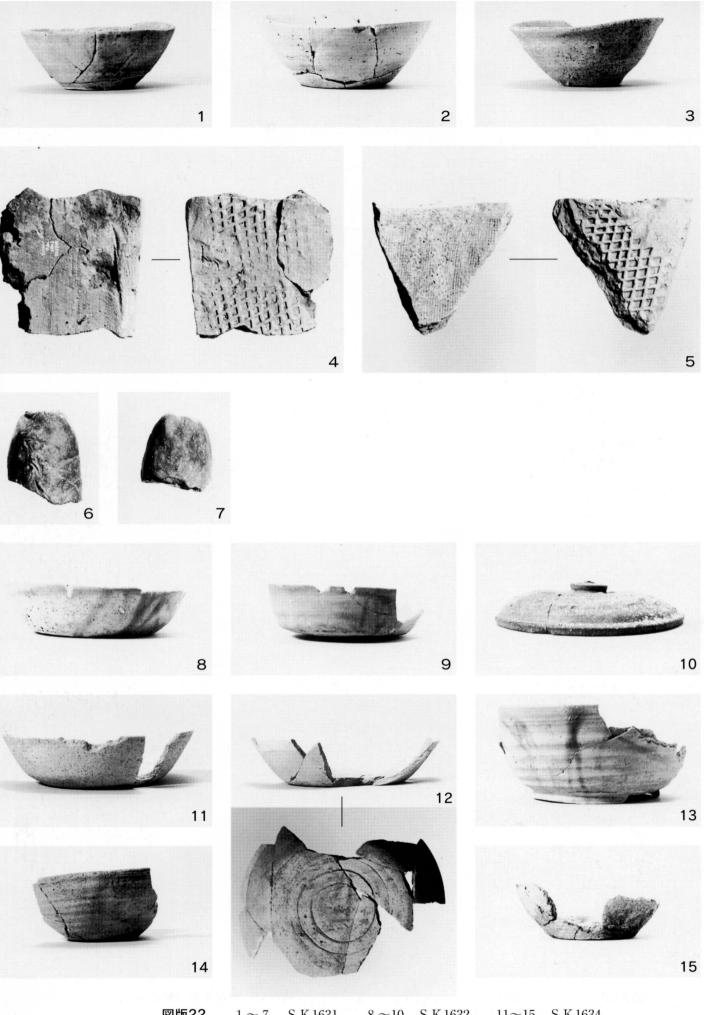




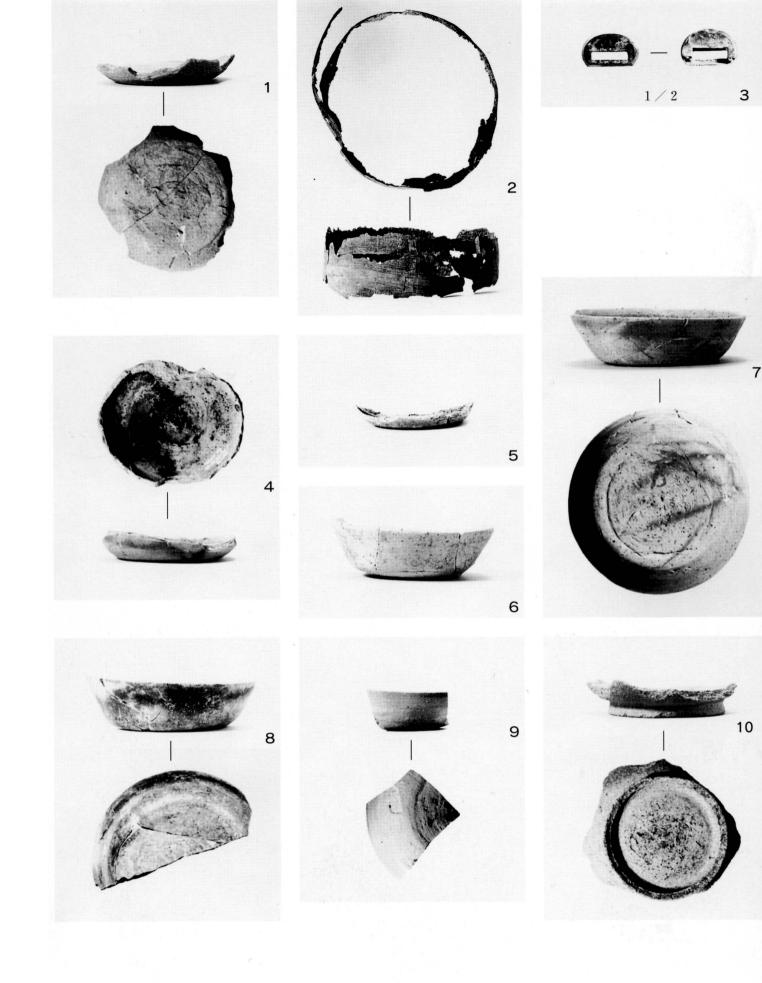
3

6

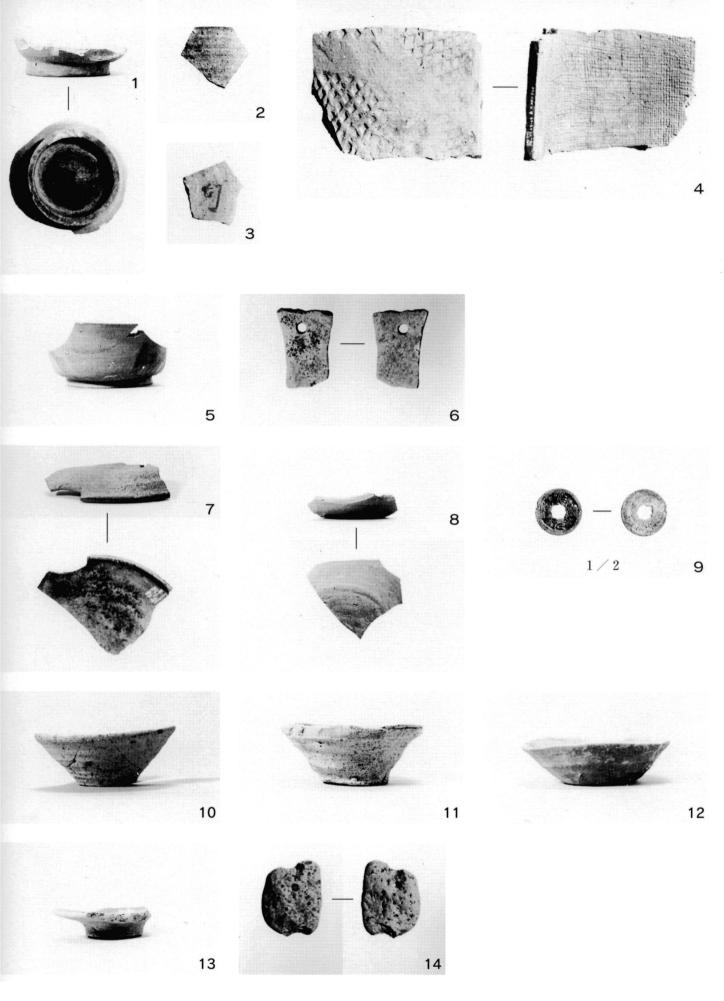
**図版21** 1~13 S K 1631



S K 1631, 図版22  $1 \sim 7$ 8~10 S K 1632, 11~15 S K 1634



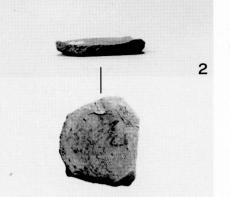
**図版23** 1 S K 1640, 2 S K 1642, 3 S B 316南西隅柱の掘り方東側ピット, 4 ~10 第73次調査 表土・表採・旧耕作土



**図版24** 1~4 第73次調査 表土・表採・旧耕作土, 5・6 第73次調査 第3層 明褐色土層, 7~9 第76次調査 表土・表採・旧耕作土, 10~14 第76次調査 第4層 黒褐色砂層



1





図版25 1~3 第76次調査 近・現代土取り穴群

# | 八四号木簡(干支棒木簡)の再検討||秋田城跡第五四次調査出土|

VI

山形県立米沢女子短期大学 三 上 喜 孝

はじめに

は、 等の外郭施設、 委員会秋田城跡調査事務所、 宝字三年具注暦漆紙文書なども出土している。これらの文字資料は、 大量に廃棄された大規模な土取り穴が検出された。この土取り穴から .城跡調査事務所研究紀要Ⅱ 延暦十年、 秋田城の外郭東門跡をはじめ、 九八九年から一九九〇年にかけて行われた秋田城第五四次調査で 掘立柱建物跡、 延暦十三年の年紀をもつ木簡のほか、 一九九二年)で報告されている。 秋田城出土文字資料集Ⅱ』(秋田市教育 竪穴住居跡、 それにとりつく築地塀、 それに木簡、 下層からは天平 漆紙文書が 布掘り溝 『秋

ている。 されている。 である。 干支が書かれているというものである。 わせで一面に十組?。 その中の木簡の一つ、 まずその形状については、 すなわち七角柱の棒状木簡であり、 七面に面取り、 八四号木簡 報告書では (図 1 うち三面に穿孔。 また、 は、 釈文は次のようにな 「十干十二支の組み合 きわめて特異な木簡 その面にはいずれも 棒状」 と解説

〇従来の釈文(・は穿孔)

①甲申・乙酉・丙戌・丁亥・戊子・己丑・庚寅・辛卯・壬□・□巳

・・・・・・(干支 (未解読))

(2)

③ · · · · (干支 (未解読))

⑤ 癸 丑 ④ 甲 子 甲寅 乙 <del>丑</del>: 乙卯 丙寅 丙辰 丁卯 戊辰 丁巳 戊午 己巳 庚午 辛未 庚申 辛酉 壬申 壬戌

⑥ (干支 (未解読))

⑦ (この面については干支かどうか不明)

ひとつ法則性に欠けるようである。体的な用途については不明であった。釈文にある干支の記載順も、今本木簡がどのような目的で作成され、どのように使われたのか、具

釈読を担当された平川南氏の許可を得て、本木簡の再調査をおこなっが行われたが、筆者はそれに先立ち、所蔵者の秋田城跡調査事務所と、本木簡は、一九九八年度、国立歴史民俗博物館により複製品の作製

た。

意義について若干の考察を試みる。そこで本稿では新たに得られた釈文を紹介し、あわせて本木簡がもつの結果、従来の釈文とはかなり異なった釈読を提示することができた。悪かったため釈読は困難を極めたが、赤外線カメラによる詳細な観察悪かったため釈読は困難を極めたが、赤外線カメラによる詳細な観察

一、形状

面に穿孔が認められる(うち一面に十カ所、二面に九カ所)。 完形の棒状木簡で、七面に面取りがほどこされている。このうち三

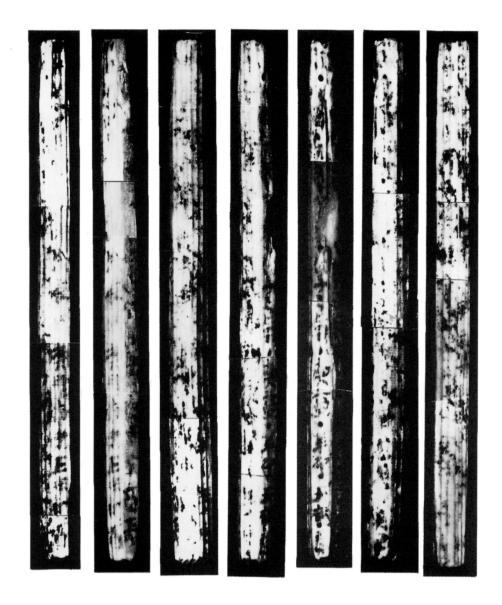


図1 84号木簡写真(赤外線カメラ)

①□□・□□・丙寅・丁卯・戊辰・□□・庚□・□□・

壬口・

四酉

○新釈文(「・」

は穿孔

再調査の方法は次の通りである。

七面まで繰り返した。その結果、図2のような見取り図が完成した。とで赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大上で赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大上で赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大上で赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大上で赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大上で赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大上で赤外線カメラを用い、干支が書かれている、と想定したまず、本木簡には各面ごとに十の干支が書かれている、と想定したまず、本木簡には各面ごとに十の干支が書かれている、と想定したまず、本木簡には各面ごとに十の干支が書かれている、と想定したます。

できあがった写真から	②□□・乙□・□子・□□・□□・己□・庚□・辛巳・壬午・癸未	· 乙 □	口子			己口.	庚口	辛巳	壬午	· 癸 未
レースした。この時、	③□□・□□・丙戌・丁□・□子・己丑・庚寅・辛卯・壬辰・□□		丙戌		子・	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	
メラにより映し出され	④口午 乙未	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子		壬寅	癸口
、字画部分を特定し、	⑤ □	$\mathbb{Z}$	午	丁未	戊申				癸口	
ースした各部分をつな	<ul><li>⑥</li><li>□</li><li>□</li></ul>	口卯				己未	庚申	四酉	壬戌	
作業を、第一面から第	⑦ □				戊辰		庚口		壬申	四酉
見取り図が完成した。										

面にはもう一度「甲子」 六面で十分なはずである。そこで残りの一面を検討すると、残りの一 から「癸亥」までの六十干支が、順番通りに並んでいたと推定される。 きた干支の文字から、判読不明な部分の干支を推定していくと、「甲子」 干支しか書かれておらず、一つ干支が脱落している)。しかも、 十の干支が書かれていたと推定できた(ただし、五面目、 今回、 たことが判明した。 ただし本木簡は七面あり、 七面のすべてに文字が確認でき、しかも、 から「癸酉」までの最初の十干支が書かれ 一面に十干支ずつ書かれていたとすれば 原則として一面 六面目は 釈読で て 九

定できる。 以上をまとめると、本木簡は、本来は次のように書かれていたと推

図2

· 克木 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
--

秋田城跡出土84号木簡見取り図

 $\bigcap$ 

1

# 〇推定釈文(「・」 は穿孔

⑦甲子 ② 甲戌 ③ 甲 申 ⑥甲寅 ⑤甲辰 ④ 甲 午 ①甲子 · 乙丑 乙酉 乙亥・丙子・ 乙卯 乙未 乙巳 丙寅・ 丙午 丙戌 丙申 丁 丑: 丁卯 丁亥 丁巳 丁酉 戊子・ 戊午 戊申 戊戌 戊寅・己卯 戊辰・己巳・ 己丑 己未 己亥 己酉 庚午・ 庚辰 庚申 庚戌 庚子 庚寅 辛未 辛巳 辛未・ 辛卯 辛酉 辛亥 辛丑 ・壬午 壬申 壬戌 癸丑 壬寅 壬辰 癸巳 癸未 癸酉 癸卯

乙 丑:

丙寅

丁卯

戊辰

己巳

庚午

壬申

癸酉

ある。 の際、 が確認できなかった部分にも、 た部分に割り付けていった。 以上のように全体の釈文を推定した上で、 図2で確認できた干支の文字を使用して、字画の確認できなかっ 以上のようにして作成したのが、 推定した文字を割り付けていった。 今度は、 見取り図で字画 図3で そ

甲ナこ 1.記記・丁州次かいこと、方 下三年,王中,美西,

はて友.カラ・丁王 大多いこか ·新尼·辛巴·五午·关东

甲中之西南京一丁支、次十一己王、東高、年邓王兵美日

伊午七末 九三丁西 K ズ 2 泛 5 羊王 王亮学师

秋田城跡出土84号木簡復元推定図

)甲 伝こと 夕 T T £ 中华 己西 庚 求 羊 ·友大 I

声 ٦ 印及伝丁巴 T 午 己未 た中 羊 H 五天

ر آ 大気丁が八 后己巴東午華 未王申美四

# 三、文字の割付

どは、 あけられているが、 ていたのかもしれない らず、「壬子」 のとなってしまっている。 行 述するが、ひとつには文字の割付の際の目安としての役割をも果たし この干支棒木簡を子細に観察すると、 1 穿孔もあけられず、 文字の割付を間違えたためか、 から「甲申」 や「癸亥」は書かれていない。 「甲午」 3 干支の文字配置も次第にバランスを崩したも 「甲辰」 の行までは作りが丁寧で、 の行 <u>(4)</u> の行 干支が九つまでしか書かれてお 以降になると作り方が粗雑にな 干支の初めの <u>ම</u> ද 穿孔の意味については 「甲寅」 穿孔もきちんと 方の の行 「甲子」 <u>6</u> な 0

四、

本木簡の性格

ことが推定できた。 木簡の性格付けが困難となっていたのであるが、 従来の釈文では、 実は単純なことに、 干支の記載順に法則性が見出せなかったために本 干支の記載順は六十干支の順番通りであった 今回再検討してみる

うものがある。 跡調査事務所の るものとして、 では、本木簡の用途はどのようなものであったのだろうか。 日野久氏のご教示によれば、 つて菅江真澄が紹介した「干支六十字六方柱」とい 本木簡ときわめて類似す 秋田 城

苧笥・槌など出たる中に、 岸、米代川のへたうち崩れて大なる家出たり。機の具・絡枠・籊 「文化十四年の夏、 菅江真澄の『さくらがり』(文政七年〈一八二四〉)によれば 脇神村の枝郷に小勝田村 八角なる木の長さ一尺一寸六分なるに支干 (北秋田郡鷹巣町) 櫛 0 高

事考て一ト巻とせり」
六十字書イて、二字の間ダごとに穴ある幣串のごときもの出たり。此

た大洪水により埋没したものと推定している)。 た大洪水により埋没したものと推定している)。 た大洪水により埋没したものと推定している)。 た大洪水により埋没したものと推定している)。 た大洪水により埋没したものと推定している)。 た大洪水により埋没したものと推定している)。



図4 「干支六十字方柱」の図 (註2書より)

4 「干支六十字方柱」

また、『菅江真澄翁画』所載の図版解説によれば(註3)、

「支干六十字八角柱、長一尺一寸五分。

其釘の折レ入りたる穴あるを見て是レ考ふ。なほ人の考へをまたむ」十二支の其日の下に穴あり。其日は其穴に釘をさしたるものと見えて、神齋の具と見えたり。子祭を始め某の日といふことを知らしむる十干

とある。

4 自身も、 字を用いしとや」と記しており、これを六角柱としている。 角に削たる木に十干十二支を書たる物の出たるに、亥の字の代りに胆 執筆)にも、 道形(一七六七~一八三六)が書いた『秋田千年瓦』(文化一四年七月 おそらく「八角」は誤りで、「六角柱」 これらは出土した干支棒を「八角」としているが、 次に紹介するように「六角六面」 埋没家屋についての詳細な記述があり、 の方が正しいのであろう。 のものとして考証している。 そこでは 大館の人、 「又六 黒川

て次のように考察している。 その『干支六十字六方柱ノ考』(註5)で、菅江はこの干支棒につい

り。 けるよし。 が中に、木の尖の折し内りたる穴一ツ有るをもて此よしを考へり。 弟、某日と、むかしはもはら記せり。(中略)そはその日をあげて、 卯〇と、 の籌をさしてしらしむるしるしの穴あるにや。此穴の数六十ある。 「六角六面の木に十干十二支六十字を記て、甲子〇乙丑〇丙寅〇 (後略)」 しかその二字の間ごとに六方みなから穴あり。 甲子ノ神、 甲子ノ日、 亥子ノ神、 庚申ノ日、 子卯ノ神などをもはら祭りしことあり 己巳ノ日、癸子ノ日を今も祭る事あ そは某兄、 そ そ 某 い 丁

にまれ、神齋る具なるらむかし。」とし神にとり奉りて、常は台にさして神の御前に居るものにや。なにとし神にとり奉りて、常は台にさして神の御前に居るものにや。なに「此六角ノ木の頭くびれてあり。又本の尖たるは、末に白麻付て幣

その日その日の該当する干支の下の穴の所に、籌(木の棒)を突きさ干支の下に穴があいていることから、この干支は日付の干支を表し、まず菅江は、この六角柱に六十干支が書かれていること、そして、

推定する。 すことにより、 2 まり干支早見表である その日が ?何の干支なのかをわかるようにしたものだと

ない 麻の では ており、 続いて菅江は、 ない かと推定しているのである 幣帛を付け、 かとしている。 下 - 端部が尖っていることから、 下は台のようなものに固定して、 この干支棒の形態にさらに着目. すなわちこの 干支棒は、 上端部のくびれたところに白 何 L 5 神前に供えたもの Ŀ. カン 一端部が の祭祀具では べくび ñ

的な特徴は秋田 が 木簡は、 、えよう。 き書かれていること、 、程度の長さの六角柱であること、 菅江 . の 描いた 城跡八七号木簡と酷似している。 干支の下にはそれぞれ穿孔があること等、 「干支六十字六方柱」 六面に十干支ずつ計六十干支 と同 様の 秋田 b 城跡出土八七号 のであったと 形態

その については、 後半で述べているような祭祀具としての使用法に限定してしまうこと 表のような使い方をしていた可能性は十分あり得るであろう。ただし、 たというのだから、 )日の該当する干支に楊枝のような細い木を突き刺して、 かも菅江によれば、 なお検討の余地がある この 穿孔のうちの一つに尖った木が折れて入っ 木簡の使用法が菅江の言うように、 干支早見 その日 て

られる。 だけを活用する際に用 ことができよう。 たるかを知るための干支早見表の役割を果たすもの こうしてみると秋田城出土の干支棒木簡は、 膨 大な情報をもつ具注暦のうち、 いられた簡便な道具として作られたものと考え その であったと考える 日 日 付の干支の部分 が 何 の干支に当

申

辛

西

王:

戌

癸亥

(上部欠損

ま

た、

Ŧi.

面

に 削

0 た

觚

0

面

ただし、 秋田 .城の干支棒木簡が六角柱ではなく七角柱である点や、

> れる。 穿孔が七面のうち三面しか認められない点が不審である。 す け む たも れ しろ未製品ではなかったかと思われる。 れば秋田 0 0 未完成に終わり、 「城の干支棒は、 実際に使われてい 実際に使用することを諦めたものと思 おそらくは途中まで作り たものとは考えがたく、 この点から わ カン

漢簡では四 理した「干支表」を書いているものがみられるという(註6)。 簡 または四 0 秋田城跡で出土した干支棒木簡は 觚 角柱の形をした 角柱 の中には、 0 几 面ともに、 甲子から癸亥までの六十干支を 觚 とよばれるものとも類似している。 中 玉 0 漢簡 0 なかにある三角 一覧表の形で整 漢 柱

甲 子 乙丑: 丙 寅 丁卯 戊辰 己 Ē 庚午 辛未 王: 申 酉

と書 カン れた 觚 が 確認できる (註 7) (図5)。



中米王平公司

図5

漢代の干支組み 合わせ表木簡(1) (写真は註6書、見取 り図註8書)

と干支を書いたものもある (註9) (図6)。 あるい は 面 に十二の 干

支が書かれていたのだろうか

秋田城出土の干支棒木簡は、 その淵源をたどると漢簡の 觚 に行

き着くのではないだろうか



漢代の干支組み (写真は註7書より)

図6 合わせ表木簡(2)

本木簡の関連資料

五.

棒木簡 出土の、 干支棒木簡が暦を簡便に用いるための道具であったとすると、 のほかに、 こうした簡便な道具として、 新潟県笹神村発久遺跡 干支

る。

月朔干支木簡をあげることができる。

〔釈文〕

X 三月朔戊辰日

× 卯 日 月 朔丙申

×口未日

この発久遺跡出土木簡につ いては、 平川南、 小林昌二両氏の詳細な

調査成果がある (註 10 a

の記載から、 ねたものである」とし、木簡にみえる「三月朔戊口日」 まず平川氏は、 該当する年は この 木簡 の内容を 「某年の各月 0 朔 「六月朔口申日 0 干支を書き連

> 三月戊辰 六月丙申

延暦十四

年

(七九五)

貞元元年 (九七六)

三月戊辰

六月丙申

にしぼられるとした。

三月、 併記されている。このことからオモテ面には、 さらに平川氏は、 本木簡は下部が残り、 左側の行に四月・五月・六月と三か月ずつ記載したと推測でき 木簡の記載の構成に着目し、 しかもオモテと思われる面には三月と六月が 右側の行に正月・二月 次のように推定する。

の右側の行は文字がオモテのように下端部近くまではなく、 か文字が確認できない。 「口未日」の三文字しか確認できない。 裏面には当然、 残りの半年分が記載されていたことになるが、 また、 裏面には右側の行に わずか 裏 面

復原することで説明が可能になる。 オモテ面と裏面でこのように記載の構成が異なるの いは、 次 0 いように

と思われ、そのために全体を下げて正月から六月までの半年分を記載 月分となったからであろう。 延暦十四年の場合、 たとみられる。また、裏面で右側にしか文字が確認できなかったのは した。それに対して裏は上端部から記載したため、 まずオモテには、 表題として某年の月朔干支である旨が明記され 閏七月が存在するために右側四か月分、 貞元元年のは閏月が存在しないのでこの 下部に余白が生じ 左側三か

ようにはならない。 るとすれば、 元元年が 「甲子」 延暦十四年とするのがふさわしいだろう であり、 しかも、 裏 九月の月朔干支は延暦十四年が 面 0 「口未日」 が九月の 月朔干支であ 「乙未」、

当時、 本木簡の発見により確認されたのである を簡便な形で活用しようとする工夫が実際におこなわれていたことが 大いに期待できる重要な資料といえるであろう」と評価している。 とって重要な日々の干支を知ることのできる暦として十分に機能を果 たすことができたであろう」と述べ、「このような 月朔干支木簡であると結論づけた。平川氏は、「本木簡は古代の人々に かくして平川氏はこの木簡を、 簡便な暦として多用されたに違いないので、 図7のように復原し、 「月朔干支」木簡は 今後類例の発見が 延 暦十 几 年 暦

中に見られる(註11)(図8)。 さらに、 月朔干支木簡についても、 これと似たものが 敦煌漢簡

延暦十四年暦月朔干支 正月朔庚午日 四月朔戊戌日 二月朔己亥日 五月朔丁卯日 三月朔戊辰日 六月朔丙申日

(表)

十月朔甲子日 十一月朔甲午日 閨七月朔乙未日 十二月朔甲子日 八月朔乙丑日 九月朔乙未日

図 7

(裏)

図8

前漢永光5年 (BC39) の暦簡

表

永光五年

正月乙巳朔大

二月乙亥小二日丙子春分

四月甲戌朔大 三月甲辰朔大十六日壬辰立夏

五月甲辰朔小四日丁未夏至

六月癸酉大八日庚辰初伏十八

日 上庚寅

中 -伏廿一日癸巳立秋

七月癸卯朔小八日庚戌後伏

八月壬申朔大八日己卯

#### (裏

九月壬寅朔小十三 一日甲寅立冬

十月辛未朔大

発久遺跡出土

月朔干支木簡 (註10 b 書より)

一月辛丑朔小十日庚戌冬至

十二月庚午朔大十七日丙戌口口廿七日丙申立春己亥晦

このうちの月の朔日部分だけをさらに抜き出したものと考えれば、 の表裏だけで完結する簡便な暦である。 立春立夏立秋立冬、 これは永光五年 (紀元前三九) 三伏、 夏至、 冬至、 の暦で、 発久遺跡の月朔干支木簡は 春分の日付だけを書き、 各月の大小と朔日の干支、 枚

表裏を使用するという点も共通している。の木簡ときわめて類似した書式であることがわかるであろう。木簡の

なお、藤原宮木簡に、

五月大一日乙酉水平 七月大一日甲申

(○八一型式、『木簡研究』三号)

簡のような簡便な暦として機能したのではあるまいか。 と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、永光五年の漢簡の書式とと記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、と記された木簡がある。

また、次のようなものもある (註12)

戊丁丁丙丙乙乙甲甲甲癸癸

十七日

午亥巳戌辰酉卯申寅申丑未

分)並べて一年の暦としたものである。この場合は、十七日の干支をら十二月に至る各月のその日付の干支を記し、これを三十簡(三十日これは暦譜とよばれるもので、簡頭に日付を書き、その下に正月か

こうした記載様式もまた、各月の朔日だけの干支を記した月朔干支木十二か月分記している。神爵三年(紀元前五九)の暦とされている。

おわりに 干支棒木簡の意義

簡と類似しているといえよう。

も重要である。とが明らかになった。しかも木簡という特性をうまく利用している点とが明らかになった。しかも木簡という特性をうまく利用している点た詳細な具注暦を、簡便な形で利用するための工夫がなされていたこ本木簡の発見によって古代の地方社会において、国家から頒布され

渡来人によって伝えられたのであろう。渡来人によってもたらされたのと同様に、暦を活用する工夫もまた、に、大陸から半島を経て日本に伝わったものと思われる。暦の知識が暦を簡便に活用するためのこうした知恵は、暦の知識の伝来ととも

あろう。
は、多種多様な木簡を上手に組み合わせることで、可能になったのでは、多種多様な木簡を上手に組み合わせることで、可能になったのでいった情報を、瞬時に知ることができる。暦を簡便に知るための工夫を組み合わせることにより、月の何日目の干支が何に当たるのか、とところで、ここで取り上げた「月朔干支木簡」と「干支棒木簡」と

われる。
地方社会において、日付を干支で把握することがどれほど必要であったのか、その実態を知ることはなかなか難しい。ひとつには、地域のをのか、その実態を知ることはなかなか難しい。ひとつには、地域の地方社会において、日付を干支で把握することがどれほど必要であっ

13 兵庫県氷上郡山垣遺跡出土の木簡に、 おそらくは農業経営に関わる木簡と推定され、 図9のようなものがある 個人への稲 註 出

興味深いのは、「巳日」「午日」「未日」など、日付が十二支で書かれて 地方社会においてどの程度使用されていたのかは、 われる場合があったことを示すものであろう。干支による日付表記が いる点である。 挙稲か) (註14)、少なくとも郡家のレベルでは、干支による日付表記がおこな の支給を日ごとに記していった記録簡であると考えられる。 山垣遺跡は丹波国氷上郡の郡関連施設と考えられるが 今後の検討課題と

なるだろう

1 「発掘の家居」 (内田武志編 『菅江真澄随筆集』 平凡社、

九六

2 内田武志編『菅江真澄全集 第九巻』、 未来社、 九七三年

九年、

一八六頁。)

註

3 前註 (1) 書一八九頁。

告を受けて、『皇国度制考』(天保年間刊)の中でこれについて考証し、 次のように述べているという。 人の関心を呼んだようで、  $\widehat{4}$ 埋没家屋と、六十干支を書いた六角柱については、 平田篤胤が秋田の佐竹藩士・岡見順平の報 さまざまな

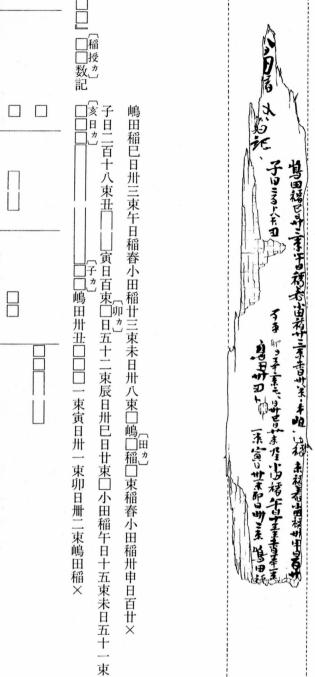


図9 兵庫県山垣遺跡出土木簡 (註13書より)

 $(447) \times 62 \times 5$ 

081

6 (3)

第二一号

(刻線)

の器物あり。 「其家の内に種種の器械ども有ける中に、 其状尺度、または土圭などの類にやと思はる。 子、 未嘗て見知らざる一つ

「長さ凡て一尺一寸三分、 杉にて六角に制り、 六面に干支を記すこと

図の如し。 江真澄全集 ノ一寸づつに刻みて、六面ともに穴あり、文字幽かに見ゆ」(「解題」 一方に十干支ありて六方合わせて六十干支なり。其間曲尺 第九卷』、未来社、一九七三年) 『菅

没家屋の例をあげ、あわせて六角柱干支棒も紹介している。 号、一八九○年)で、上古住民の住居が竪穴だという論拠に、 明治以降では、白井光太郎が 「日本風俗考」(『人類学雑誌』 この埋 第四三

の比内地震」 昭和十八年(一九四三)には、東大地震研究所の今村明恒が、「古代 の時代考証に、これを用いた論文を発表したという(帝

国学士院記事)。

測できるとしているという(註 そして、このような干支による日付表示法が廃止されて、数字によっ て日付が示されるようになったのは、六国史によると『文徳天皇実録』 (天安二年 〈八五八〉) 以後だから、これによって埋没家屋の年代も推 それによると、菅江真澄の説と同様に、 (1) 書解説)。 注暦の一種だとみている。

いる。 書店、 「木片に墨書したものの出土例の古い例に属するだろう」と評価して 最近では、鬼頭清明氏が『古代日本を発掘する6 一九八五年)の中で、 埋没家屋と干支棒について紹介しており、 古代の村』(岩波

- 5 前註  $\widehat{2}$ 書、 一九一頁
- 6 阿辻哲次 「図説 漢字の歴史』 大修館書店、 九八九年、 一八

七頁

- 7 大庭脩著『大英図書館蔵 敦煌漢簡』 同朋舎、 九九〇年
- (8) 『四民月令』東洋文庫より
- 9 註 (7) 書、 七九頁。
- 書』新潟県笹神村教育委員会、一九九一年 (10)a小林昌二・平川南 「木簡について」 『発久遺跡 発掘調查報告

b平川南「地下から発見された文字」。『新版古代の日本10 古代資料

研究の方法』角川書店、一九九一年。

舎、一九七五年による考察がある 三「敦煌・居延出土の漢暦について」 (11) 註(7) 書、 五五頁。なお、永光五年の暦木簡については森鹿 『東洋学研究 居延漢簡編』同朋

- (12) 註 (7) 書、 五九頁。
- お釈文は『木簡研究』二〇号、 (13)『山垣遺跡発掘調査報告書』兵庫県教育委員会、一九九○年、 一九九八年による。 な
- 文館、 <u>14</u> 平川南 九九五年。 「郡符木簡」 虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘

た。 館平川南氏、秋田城跡調査事務所の日野久氏よりご配慮とご教示を賜っ (付記) 記して感謝申し上げたい。 秋田城跡出土八四号木簡の調査にあたり、 国立歴史民俗博物

おこなっている。 て一」(『日本歴史』二〇〇一年)においても、 なお、拙稿「古代地方社会における暦 あわせて参照されたい その受容と活用をめぐっ 本木簡について考察を

# Ⅲ秋田城跡第五四次調査出土漆紙文書について

弘前大学人文学部 鐘 江 宏 之

名古屋大学文学部 古尾谷 知 浩

# 二七号文書

## 、形状

から墨痕を確認することができる。は墨痕を確認することができず、オモテ面即ち漆の付着していない面紙が、部分的に残ったものである。現状では厚く漆の付着した面から本文書は、直径二五センチメートル程度と推定される漆容器のふた

認することができなかった。 割書を含む一行分の記載を左文字で確認することができた。左文字で うである。このために1紙は深くしわの寄った状態で固化してしまっ わかった。 あることから、 ている。 継ぎ目より右側の紙をⅠ紙、左側をⅡ紙と呼ぶことにする。本文書は いために、 での紙の重なっている幅は、この部分が大きく褶曲して漆の付着も厚 状態で、漆容器のふた紙として使用されたことがわかる。継ぎ目部分 きた。このことから本二七号文書は、二枚の紙片が貼りあわせられた ふた紙として使用された後の廃棄時に、右上が筒状に巻き込まれたよ 遺存した断片のうち、右側の部分に紙の継ぎ目を確認することがで 赤外線カメラを用いた観察の結果、このしわの内側部分に、 現状では確認できなかった。以下では、オモテ面において 方、 I紙には漆付着面の側に文字が記載されていたことが I紙のオモテ面には、 残っている範囲では墨痕を確

D②として沢文を掲載するが、D新すと②新すは直接こは接合せず、Ⅱ紙は、文字の確認できた断片が大きく二つに分かれる。以下では

①②として釈文を掲載するが、①断片と②断片は直接には接合せず、

相互の位置関係は不確定である。

		•
5	ßΕ	1
1	Ņ	
-	文	•

□丁 生部都□麻呂・Ⅰ紙(漆付着面)

口上黒子

二正丁

・Ⅱ紙① (オモテ面)

船乗人 合三人

□□世□

□□乗船□□□□

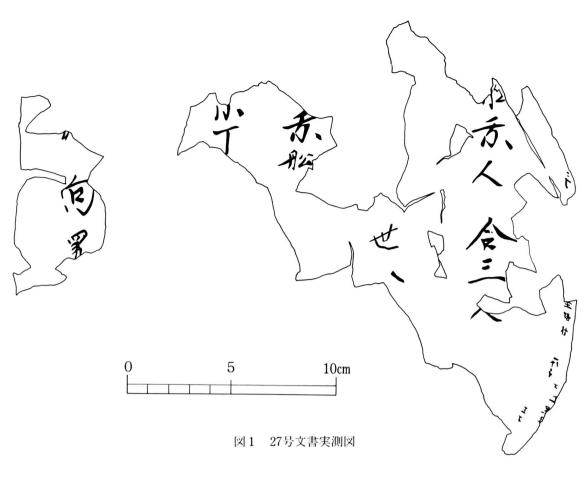
口丁

II

紙2

(オモテ面)

向



方程度で、丁寧な楷書である。 1紙の文字は非常に小さい。計測は難しいが、一センチメートル四

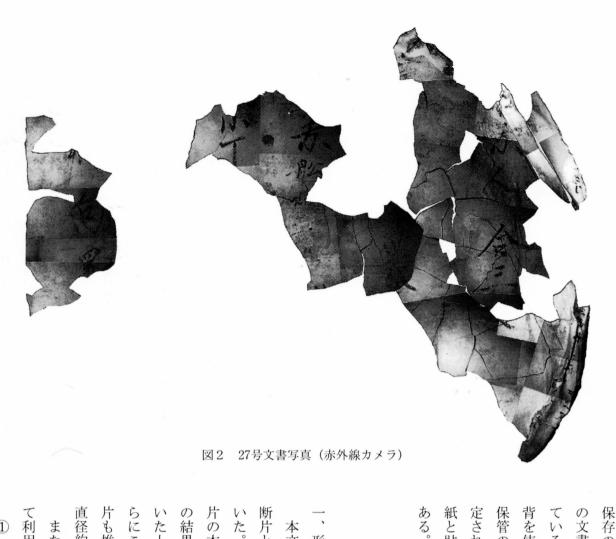
ンチメートル四方程度である。
三・七センチメートルであった。文字の大きさは比較的大きく、二セ二行目と三行目の間が四・八センチメートル、三行目と四行目の間が二級①における行間は一行目と二行目の間が五・三センチメートル、

#### 、内容

しくはこれに類似した帳簿と考えられる。や黒子などの身体的特徴が記されている点からすると、計帳の歴名も「紙は、漆付着面に帳簿状の記載が見られる。正丁という年齢区分

取る可能性が高いと考えられる。
■紙の内容は、船に乗る人が合計で三人であることを示している以外には、残っている部分の情報が断片的なため、ほとんどわからない。
■紙の内容は、船に乗る人が合計で三人であることを示している以

文書の場合は紙の継ぎ目の幅が不明ではあるが、二番目の文書整理・とができる。漆紙文書に見られる紙の貼り継ぎについては、平川南氏とができる。漆紙文書に見られる紙の貼り継ぎについては、平川南氏とができる。漆紙文書に見られる紙の貼り継ぎについては、平川南氏とができる。漆紙文書に見られる紙の貼り継ぎについては、平川南氏とができる。漆紙文書に見られる紙の貼り継がれ方からみて、以下のような理由でオモテ面にも文字が記されていた可能性を考えるこ下のような理由でオモテ面にも文字が記されていた可能性を考えることができる。本紙文書に見られる紙ではあるが、二番目の文書整理・工具に、工紙は残っている部分が少なかったこともあり、オモテ面の墨痕に工紙は残っている部分が少なかったこともあり、オモテ面の墨痕に



背を使って文書が記され(その文言は現状では見られないが)、これを 保存の場合が該当する可能性が高いと考えられる。Ⅰ紙の文書とⅡ紙 紙と貼り継がれることになり、 定される。従って、 保管のため整理した際にⅡ紙のオモテ面の文書と貼り継いだことが想 ている。I紙の文書は漆付着面の帳簿様文書が記された後に、 の文書は文字の残っている面は異なっているが、ともに行の方向は揃 Ⅰ紙は紙背を利用した文書の整理にともなってⅡ 現状に至った可能性が考えられるので その紙

# 二八号文書

、形状

片の本来の位置関係を把握した後、これを切り開く作業を行った。こ らにこれらとは直接にはつながらないが、位置関係の推定できる一断 片も推定位置に置いた上で展開写真に提示した。この接合作業の結果、 の結果、 いた。まずこの状態を写真により記録し、また紙で模型を作って各断 断片と、これに直接接合する四断片、他に墨痕のある数片からなって て利用した後の廃棄過程を以下のように推定できる。 直径約一一・六センチメートルの円形を呈する断簡として復元できる。 いた上で、直接つながる四断片を含めて接合した形になっている。 また、 本文書は出土した時点では、四回折り畳まれて一六枚重ねになった 現在は漆付着面どうしを内側にした二つ折りの状態にまで開 切開過程を逆にたどることにより、本文書を漆のふた紙とし さ

紙の片面に付着した漆を丁寧に削ぎ落とし、その面を内側にし

て文字の行方向と平行に中央部で二つに折る(二枚重ね)。 A 面 (オモテ面)

② 次に文字の行方向と直角に二つに折る (四枚重ね)。

③ 再度文字の行方向と平行に二つに折る(八枚重ね)。

④ 最後に文字の行方向と直角に二つに折る (一六枚重ね)。

⑤ ④の状態で廃棄する。なお、廃棄後に部分的にばらばらの断片

廃棄後の風化は少なく、外側に露出した面においても肉眼で文字をとなり、さらにその一部は失われた。

の折り畳み方が非常に丁寧であったため、内側に畳み込まれた部分の明瞭に確認できるほどであった。さらに、漆の削ぎ落とし方、及び紙

風化はほとんどなく、保存状態はきわめて良好であった。

漆紙文書においてこのような几帳面な廃棄方法はまれな例に属する。

二、釈文

文字は表裏にわたってみられるが、漆の付着したB面は二つ折りの

内側であるため、現状ではA面側から左文字で確認するしか方法がな

い

□□□陸拾束

海直千麻呂陸拾束

海直口 口束

呂肆拾捌束

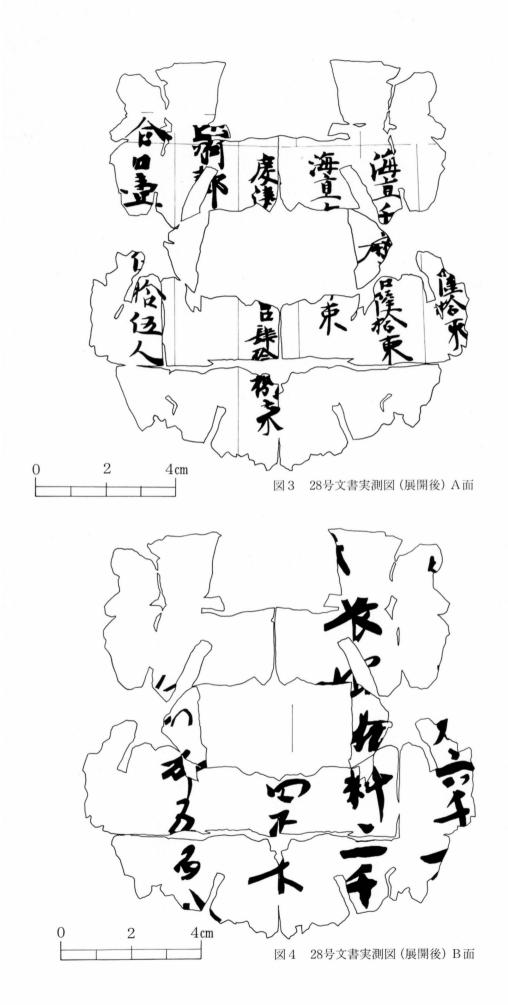
度津

合口壹□□拾伍人

出羽郡

もとA面と同一文書と見られる小断片

拾



·B面(漆付着面

口六千口

□長官御料三千

四百二家

000五百八口

П :: 六センチメートル、 行の間は ル四方とやや大きく、 方であるのに対し、 である。 書き出しの高さに横界線が確認でき、その幅は○・八センチメートル 八~一・ В 面には、 面 の書き出しの高さと、二・三行目 には界線は見えない。 二行目~四行目は文字の大きさが約一・○センチメート 九センチメートルである。また、 一・九センチメートルであるのに対し、四行と五行の間は一・ 各行を区切る形で縦界線五本が確認できる。界幅は一・ 五行と六行の間は二・○センチメートルである。 五行目・六行目は約一・二~一・三センチメート その結果、 行間は、 行間は二行と三行の間及び三行と四 一行目と二行目の間が二・七セ 「海直」 五行目 四行目 「出羽郡」六行目 「度津」 等 · ル 四 合 0

ばらつきがある。

文字の大きさも○・七~一・五センチメートルと不

ンチメートル、

次いで順に二・

四、

三・〇、二・八センチメートルと

揃いである。

いずれの面も現状では印影、朱筆などは確認できない

紙の 利用、 書か る が利用されていると考えることができる。このことと照らし合わせて な文書、 などの相違を読みとることができる。 た楷書で書かれているがB面は肉太の字で行も不揃いに書かれている、 A面は大数字を用いているがB面は通常の数字である、A面は細い整っ れ 面 面とB面を比較してみると、A面には界線があるがB面にはな 二次利用の状況を見るならば、 の使用順を考えてみると、 或いはその控えとして書かれ、 これを廃棄した後に紙背にB面の文字が書かれたと推定でき 本文書はまず一次利用としてA面 一般に整った書体のものが正式 現存する正倉院文書などの一次 これが不要になった後で紙背

三、内容

A 面

う。 より一つ前に記された郡 載様式から考えて、 出羽郡)、六行目が あると考えられる。 えた記載であることから見て、 に郡が排列されていたとすると田川郡) 名と人数の合計を記したものであろう。つまり、 記載内容は一~四行目が 整った書式の 郡ごとに歴名と稲束量を書き上げ、 (人数の合計即ち一五五人)となっている。 七行目以降は欠失しているので不明であるが、 次文書であることからみて、 (仮に『延喜式』民部式の記載順と同じよう (人名) + 出羽一国単位で作成された帳簿であろ (稲束量)、 の歴名の末尾である。 一 四 五行目が 国府保管用の帳簿で その冒頭に郡 一行目は (郡名即ち 郡を越 この 郡 記

として郷ごとに細分されていた可能性もある。全体の稲束量の合計が記されていた可能性もあり、また郡の下位区分

本二八号文書もその類型に入れることができる。した漆紙文書の例では出挙関係の帳簿と考えられてきたものであり、このような(人名)+(稲束量)を列記した帳簿は、今までに出土

似たものとして第一三号文書を挙げることができる(『秋田城跡調査事 は六十束の記載が見られる れは本二八号文書と一括して出土したものであるから、 務所研究紀要Ⅱ秋田城出土文字資料集Ⅱ』一九九二年、 人名は戸主・戸口の記載を有し、 三号文書も記載の基本は(人名)+ 文書と考えてよい。 なお、本二八号文書と同じ土坑から出土した漆紙文書のうち、 縦・横に界線が見られ、 稲束量は大字で書かれている。 (稲束量) 横界は二本見える。 で、 一段書きとする。 一八八頁)。こ 近接した年代 よく

型式、 センチメートルであり、 あることが想定される。 る可能性がある も界線の有無から見て異なることなどを考えると、 本となっていることにおいて共通し、 帳簿の断簡ではないとみられる。しかしながら、 本二八号文書をこれと比較すると、 稲束量などの点できわめて近似しており、 筆跡も異なるとみられること、 しかし、 第一三号文書は界線の幅が約二・五 (人名) + 同じように出挙に関わる帳簿で (稲束量) 同じ類型の帳簿であ 本二八号文書と同 界線の構造、 また紙背文書 の記載が基 記載

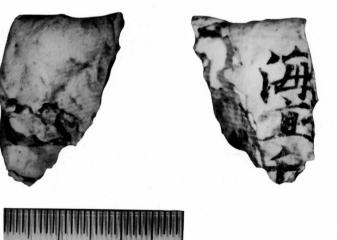


図5 28号文書写真(展開前)(赤外線カメラ)

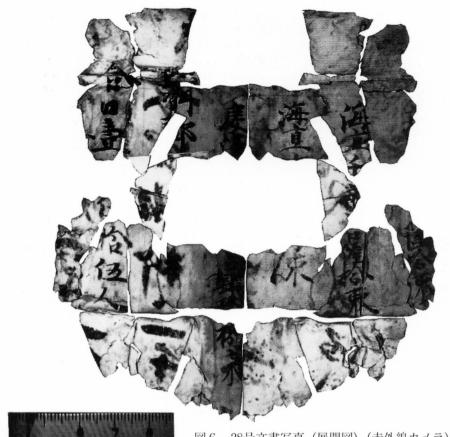
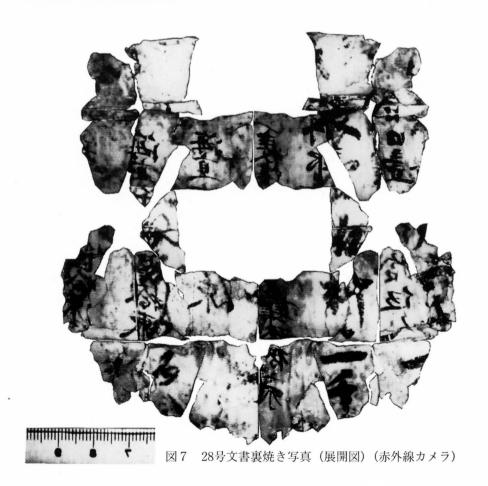


図6 28号文書写真(展開図)(赤外線カメラ)



に記されたものである。欠損が多く記載事項には不明な点が多いが、 国府で保管されていたと思われるA面の帳簿が廃棄された後、紙背 + (数量) + (単位) が列記された帳簿であると考えられる。単 (某

ある。これが正しければ、 稲束関係の帳簿であろう。

位の記載は三行目に残画があり、

不鮮明ながら「束」

である可能性が

稲の用途については、二行目に「口長官御料」とある。 一次利用面

背に記されたこの帳簿の記載は国に関わる可能性が高く、 が国府で保管され、廃棄された帳簿であるとすると、払い下げ後に紙 長官は即ち

国守を示すものであろう。稲の量は「六千」「三千」「四百」「五百」と

多量であることが注意される。

解稲に関わる帳簿を想定できる。 以上の諸点からこの文書の内容を考えると、 可能性の一つとして公

二、釈文

墨痕は表裏両面に認められる。

A 面 (漆付着面

正女

口 (武 ) (武 ) (五 ) (五 )

女

肆拾貳

正女

口女

貮拾壹

拾口

正女

参拾伍

正女

小女

П 二 小黄 女男 口二黄女

-67-(20)

ねられていた (この断片には墨痕は認められない)。 大きさや縁辺部の 形状から考えて、

う。

漆容器の曲物のふた紙として用いられたものであろ

形状

二九号文書

本文書は長径一七・○センチメートル、 出土した時点では別に直径一三・

短径一六・五センチメート

ルのほぼ円形を呈した断片である。

センチメートルの円形の断片が三分の一ほど折り返された状態で重

# B面(オモテ面)

# □□ (天地逆)

朱書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

本書などは確認できない。

かれる。字の大きさは一・九センチメートル四方。B面には一行二文字の記載があるのみである。A面とは天地逆に書

### 三、内容

#### A 面

の記載がなく、戸籍に近いと推定できる。計帳に類似した帳簿であろうが、残存部分については身体的特徴など行目には年齢区分ごとの人数を合計した統計部分がある。戸籍または上半の欠損部に続柄、人名などを備えた歴名様の帳簿であろう。一一と当の大損部に続柄、人名などを備えた歴名様の帳簿であろう。一一

比較すると相違点もある。御野国戸籍は各戸の冒頭に戸主名と戸口数や下総国戸籍とは異なり、御野国戸籍と同じである。但し、細部まで細字双行で年齢区分ごとの人数を記載しているが、これは西海道戸籍統計部分の書式について正倉院に残る戸籍と比較すると、本文書は

の右行、 書き進めた後で左行に移るものと推定される。 も知れない)、末尾には合計の記載がない。 男女の順に記載することでは一致するが 男女の内訳の末尾にそれぞれの合計を記す。 尾との間には二行の空白がある)。 合計を記した下に、 左行というように交互に書き進める。これに対して本文書は 細字双行で内訳を書く 記載順は男、 (或いは課口、 また、 (なお、 記載は右行、 双行部の右行を先に 女、 前 の戸 奴、 不課口の順 左行、 , の 婢 歴名の末 0 順で、 次段

ので、 ことと比較すると、 大宝令制下の籍帳が三歳以下の年齢区分に なお、 楷書で書かれ、 養老令制下 年齢区分における 大数字を用い、 (七五七年以降) 本文書は養老令規定に基づく 「妻妾」は他にはあまり例をみない。 界線を備えているところからみて、 のものであろう。 緑 の表記を用いている 黄 を用いている また、

#### B 面

正式な控えとして国府に保管されていた帳簿であろう。

がなされた可能性も存するが、釈読できない以上確認できない。文言を書き記した可能性も、A面の文書を廃棄した後で無関係の記載書かれたものであろう。但し、A面作成直後に内容上これに関連する番のが正式の国府保管文書であったとするならば、これよりも後で

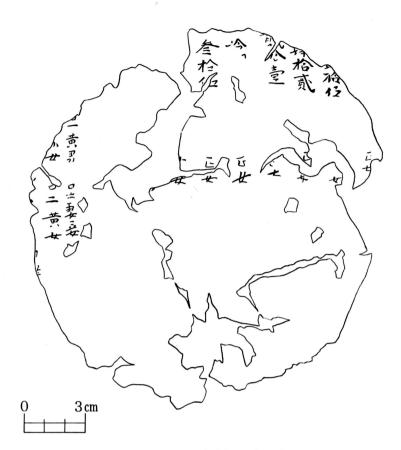


図8 29号文書実測図(A面)

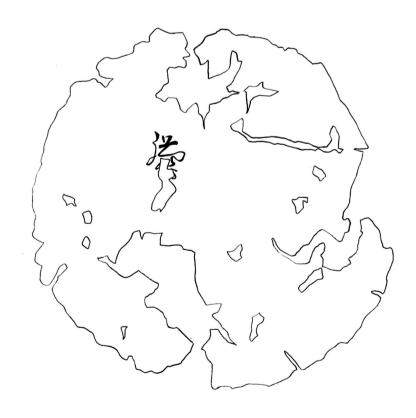


図9 29号文書実測図(B面-A面とは天地逆)

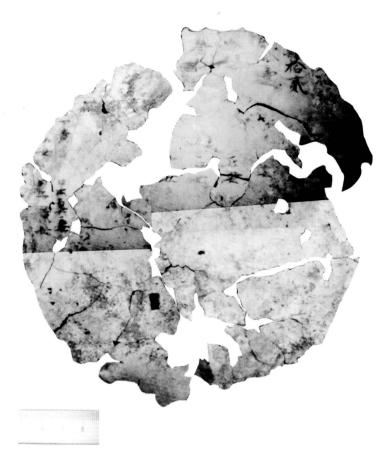


図10 29号文書写真A面 (赤外線カメラ)

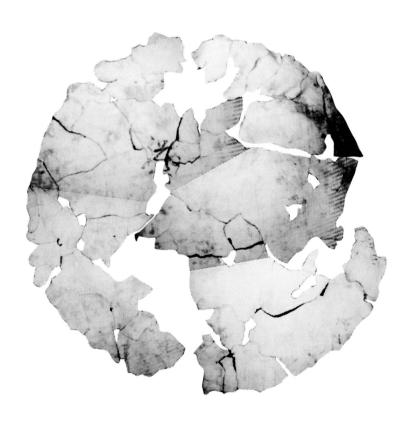


図11 29号文書写真B面(赤外線カメラ)

ら記して謝意とさせていただきたい。 山形県立米沢女子短期大学の三上喜孝氏のご協力を仰いだ。末筆なが

今回の調査および報告にあたり、 国立歴史民俗博物館の平川南氏、

秋田城跡出土漆紙文書一覧表

				171	H-3% M	ш-	冰心人自	252			
次数	調査 年度	出	土	遺	構	文書 番号		載	報		書
24	1978	S I 369	9竪穴	て住居	跡	1	『秋田城出				
36	1982	S F 677	7築地	加崩壊	土	2	『秋田城出				
						3	『秋田城出	土文字資	資料集』	1984	
38	1983	S A 699	柱列	注堀り	方撹乱	4	『秋田城出	土文字資	資料集』	1984	
39	1984	S G 463	3沼泺	以跡黄	褐色砂	5	『昭和59年	度秋田城	战発掘調	查概報』	1985
		S G 463	3沼沢	以跡泥	炭層	6	『昭和59年	度秋田城	战発掘調	查概報』	1985
40	1984	表土、	耕作	士:		7	『昭和59年	度秋田城	战発掘調	查概報』	1985
54	1989	S K 103	31土	取穴		8	『秋田城出	土文字資	資料集 II	J 1992	
						9	『秋田城出	土文字資	資料集 II	J 1992	
						10	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅱ	J 1992	
						11	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅱ	J 1992	
						12	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅱ	J 1992	
						13	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅱ	J 1992	
						14	『秋田城出	土文字資	資料集 II	J 1992	
						15	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅱ	J 1992	Y
						27	『平成12年	度秋田城	战発掘調	查概報』	2001
						28	『平成12年	度秋田城	战発掘調	查概報』	2001
						29	『平成12年	度秋田城	战発掘調	查概報』	2001
72	1998	S K 155	55土	坑		16	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅲ	<sub>2</sub> 2000	
						17	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅲ	J 2000	
						18	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅲ	J 2000	
						19	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅲ	<b>2000</b>	
						20	『秋田城出	土文字資	資料集Ⅲ	<b>2000</b>	
						21	『秋田城出				
						22	『秋田城出				
						23	『秋田城出				
		S K 155	66土	坑		24	『秋田城出				
		S I 154			<b>居跡</b>	25	『秋田城出				
75	1999	S K 161				26	『平成11年				2000

り、今回報告するものは二七号・二八号・二九号となる。既報告のも 七五次調査出土の漆紙文書で一六~二六号として報告されたものがあ 未報告であった三点についての報告である。すでに第七二次調査と第 本報告は、秋田城跡第五四次調査において出土した漆紙文書のうち、

のについての調査次数と掲載報告書の関係は、次の通りである。

#### 報告書抄録

5 h 18 1		1.										
ふりがな		あきたじょうあと										
書名	↓   秋田城與	秋田城跡										
副書名	平成12年	平成12年度秋田城跡発掘調査概報										
卷												
シリーズ名	秋田城路	秋田城跡調査概報										
シリーズ番号	+											
編著者名	日野 ク	日野 久、松下秀博、西谷 隆、進藤 靖										
編集機関	秋田市拳	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所										
所 在 地	₹011-	0901 秋田県	秋田市寺	内字焼山	56	Tel 0	18-845-183	7 Fax	018-	845-1318		
発行年月日	2001年3	3 月										
ふりがな 所収遺跡名	- ふりがた 所 在 地			北 緯。, "	東 経。,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		調査期間		於面積 m²	調査原因		
あきたじょうあと	あきた し てらう	5										
秋田城跡	秋田市寺内	<b></b> 秋田市寺内 05201		39度	140度		第73次調査					
				44分 20秒		15分	20000412~ 20000829		880	学術調査		
							第76次調査			保護管理		
							20000829~		745			
							20001129					
所収遺跡名	種 別	主な時代	主な	と 遺	 構	主		物	特言	 記事項		
秋田城跡	城柵官衛	遺跡 竪′		堀立柱建物跡 3棟 須惠			須恵器、土師器、赤			焼山地区中央から北部		
第73次調査	遺跡			竪穴住居跡     5 軒       溝跡     1 条       土抗     2 基		褐色土器、墨書土器、			の調査繰り返し粘土を採取			
						瓦、	土製品、鉄製	したと考えられる土取 り穴群を検出した丸鞆、				
						漆絲	漆紙、漆膜			出挙関係帳簿と考えら れる漆紙文書、漆を入		
			土取りた	<b></b>					れた容器の中に付着し た漆膜等が出土した			
秋田城跡 第76次調査	同上	1上 同上		溝跡		須恵器、土師器、赤 大炊		大畑地 の調査	田地区中央部			

#### 秋田城跡調査事務所要項

#### I 組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則 抜粋 (平成3年3月25日教委規則第1号)

#### 第5条

4 文化課に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

#### 第8条

- 4 秋田城跡調査事務所を秋田市寺内字焼山56番地に設置し、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 史跡秋田城跡の発掘に関すること。
  - (2) 史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。
  - (3) 史跡秋田城跡の整備に関すること。

#### Ⅱ 発掘調査体制

1)調查体制

秋田市教育委員会

教育長 石 黒 俊 郎

文化課長 小松正夫

#### 調査機関

秋田城跡調査事務所

 所
 長
 日
 野
 久

 主席主査
 松
 下
 秀
 博

 主
 査
 西
 谷
 隆

主 事 進 藤 靖

#### 2)調查指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

#### 秋田城跡(平成12年度)

印刷・発行 平成13年3月

発 行 秋田市教育委員会

秋田城跡調査事務所

〒011-0901 秋田市寺内字焼山56

TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318

印 刷 光陽印刷株式会社

